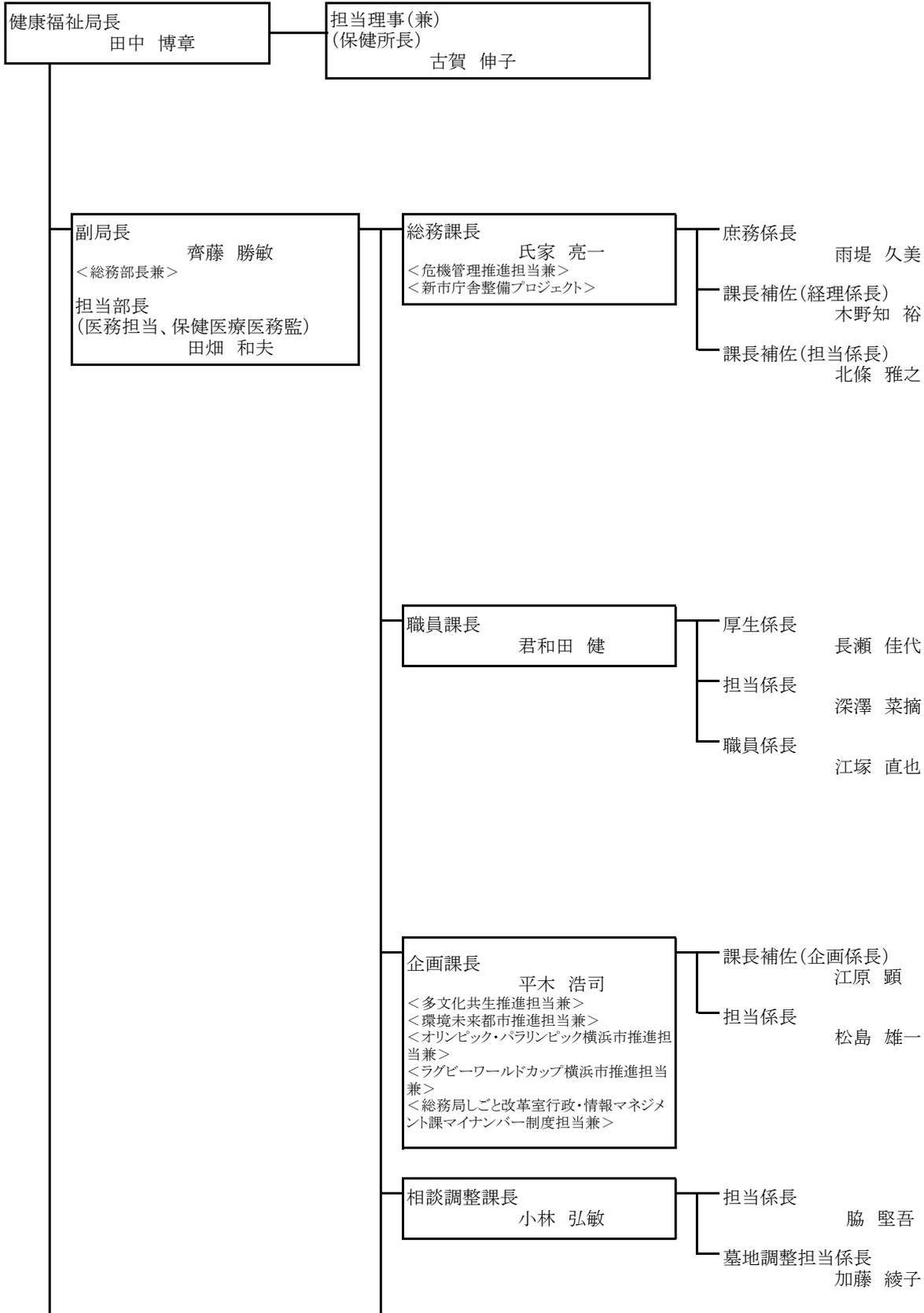


# 機構及び事務分掌

(平成 30 年 5 月)

健康福祉局

健康福祉局機構図(平成30年5月18日現在)



監査課長  
坪井 峰代

- 担当係長 山岸紗依子
- 担当係長 神野 俊輔
- 課長補佐(担当係長) 相原 秀彦
- 担当係長 福岡 智央
- 課長補佐(担当係長) 小越 清和
- 課長補佐(担当係長) 行徳 康雄
- 施設整備監査担当係長 船田 克彦

地域福祉保健部長  
佐藤 友也  
<社会福祉職・保健師人材育成  
シニアリーダー兼>

福祉保健課長  
大濱 宏之

担当課長  
(福祉保健センター担当)  
鈴木 宣美  
<総務局しごと改革室行政・情報マネジ  
メント課マイナンバー制度担当兼>

担当課長  
(人材育成担当)  
飛田 千絵  
<社会福祉職・保健師人材育成リーダ  
ー兼>

- 担当係長 飯野 正夫
- 担当係長 山田 和子
- 課長補佐(担当係長) 楠 浩一郎
- 担当係長 工藤 恵子
- 担当係長 後藤雄一郎
- 担当係長 平尾 光伸
- 課長補佐(担当係長) 瀬戸 晶子
- 担当係長 伊藤 浩美
- 担当係長 小幡由美子
- 担当係長 佐々木裕子

地域支援課長  
鳥居 俊明

- 担当係長 稲垣 崇之
- 担当係長 岩瀬 敬二
- 担当係長 山口 真

生活福祉部長  
卷口 徹  
<保険年金人材育成  
シニアリーダー兼>

生活支援課長  
鈴木 茂久  
<財政局主税部徴収対策課債権回収促進担当兼>

担当課長  
(指導・適正化対策担当)  
森下 太幹

担当課長  
(援護対策担当)  
佐藤 潤

担当課長  
(寿地区対策担当)  
横洲 信三

事務係長  
池田 範央

課長補佐(担当係長)  
坂本 義一

課長補佐(生活支援係長)  
大内 直人

課長補佐(生活保護指導担当係長)  
廣瀬 優

課長補佐(指導・適正化対策担当係長)

繁田 智孝

担当係長(自立支援担当)  
吉澤 利昭

担当係長(生活困窮者支援担当)  
石井 正則

担当係長(生活困窮者支援担当)  
渡辺 弥美  
<区福祉保健センター生活支援課生活困窮者支援担当係長兼>

担当係長(生活困窮者支援担当)  
川島 春樹  
<区福祉保健センター生活支援課生活困窮者支援担当係長兼>

担当係長(生活困窮者支援担当)  
高野 文江  
<区福祉保健センター生活支援課生活困窮者支援担当係長兼>

担当係長(生活困窮者支援担当)  
米山 のぞみ  
<区福祉保健センター生活支援課生活困窮者支援担当係長兼>

担当係長(生活困窮者支援担当)  
根岸 桂子  
<区福祉保健センター生活支援課生活困窮者支援担当係長兼>

担当係長(生活困窮者支援担当)  
東海 志朗  
<区福祉保健センター生活支援課生活困窮者支援担当係長兼>

担当係長(援護対策担当)  
鈴木 英里

担当係長(援護対策担当)  
井手尾剛史

担当係長(援護対策担当)  
藤井 健一

担当係長(寿地区対策担当)  
高橋健太郎

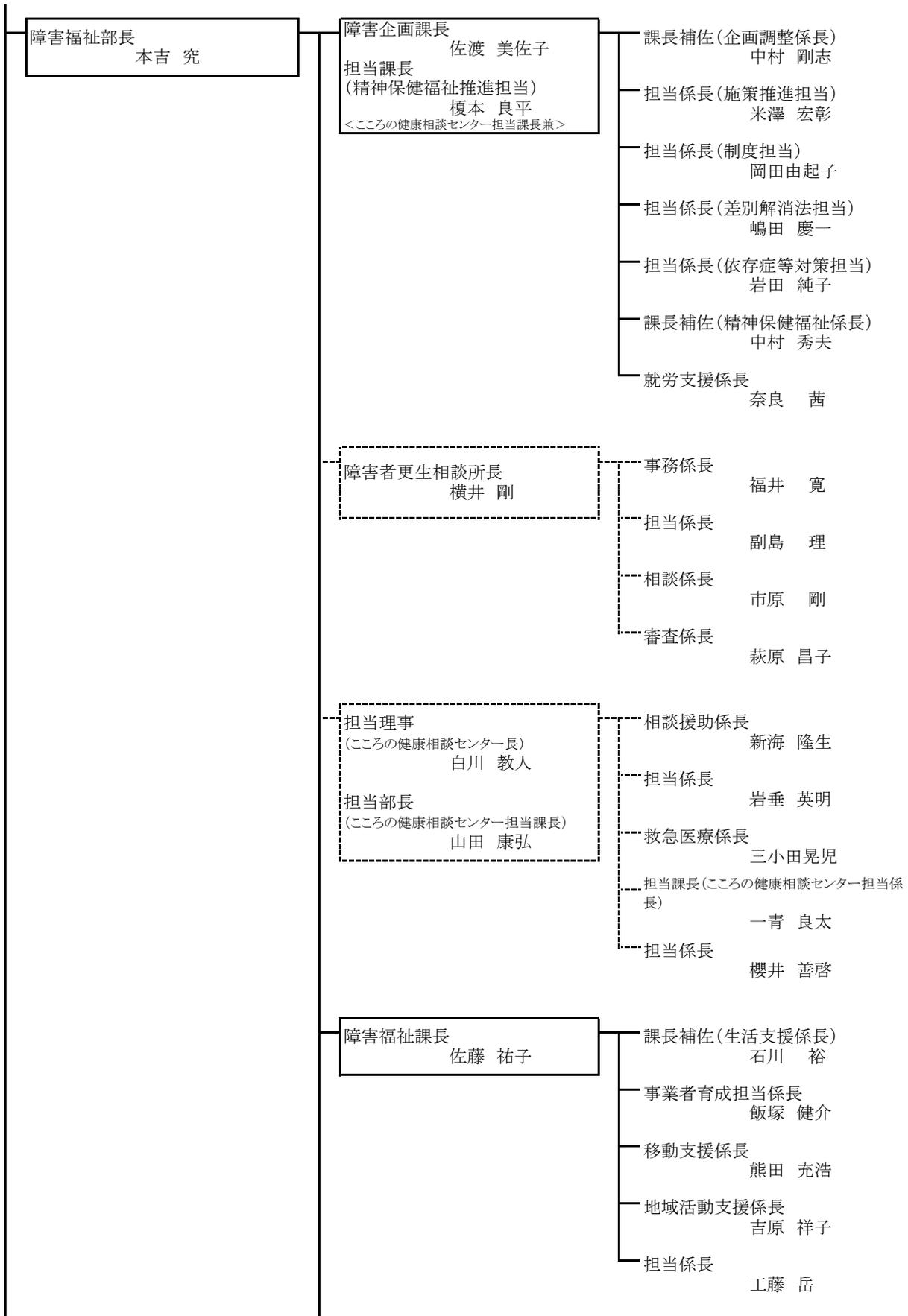
保険年金課長  
原田 正俊  
<保険年金人材育成リーダー兼>

担当課長  
(収納対策担当)  
福 渉一  
<財政局主税部徴収対策課債権回収促進担当兼>

- 管理係長 永山 拓
- 課長補佐(医療費適正化等担当係長) 丸山 直樹
- 担当係長(保険年金システム担当) 大野 悟
- 担当係長 高橋 勇太
- 資格給付係長 梅田 健
- 保険料係長 平山 友行
- 担当係長(収納対策担当) 小田成一郎
- 課長補佐(滞納整理支援担当係長) 加藤 正信
- 担当係長(滞納整理支援担当) 川井 幸生
- 課長補佐(国民年金係長) 外山伊知郎

医療援助課長  
岩崎 均  
<保険年金人材育成リーダー兼>  
<財政局主税部徴収対策課債権回収促進担当兼>

- 福祉医療係長 入江 善信
- 高齢者医療係長 大杉 由佳
- 担当係長(後期高齢者医療制度担当) 小林菜穂子
- 担当係長(後期高齢者医療制度担当) 桂 正紹
- 担当係長(後期高齢者医療制度担当) 勝倉 大輔



障害支援課長  
上條 浩

課長補佐(障害支援係長)  
高橋 昌広

担当係長(整備推進担当)  
赤池 洋一

担当係長  
廣沢 大輔

福祉授産所

中福祉授産所長  
木村 優

南福祉授産所長  
江藤 俊哉

港北福祉授産所長  
寶勝 明美

課長補佐(戸塚福祉授産所長)  
落合 雅彦

在宅支援係長  
黒米 建一

事業支援係長  
品田 和紀

課長補佐(担当係長)  
松浦 拓郎

担当係長  
中込 信人

知的障害者生活介護型施設

松風学園長  
安達 友彦

管理係長  
本田 敦子

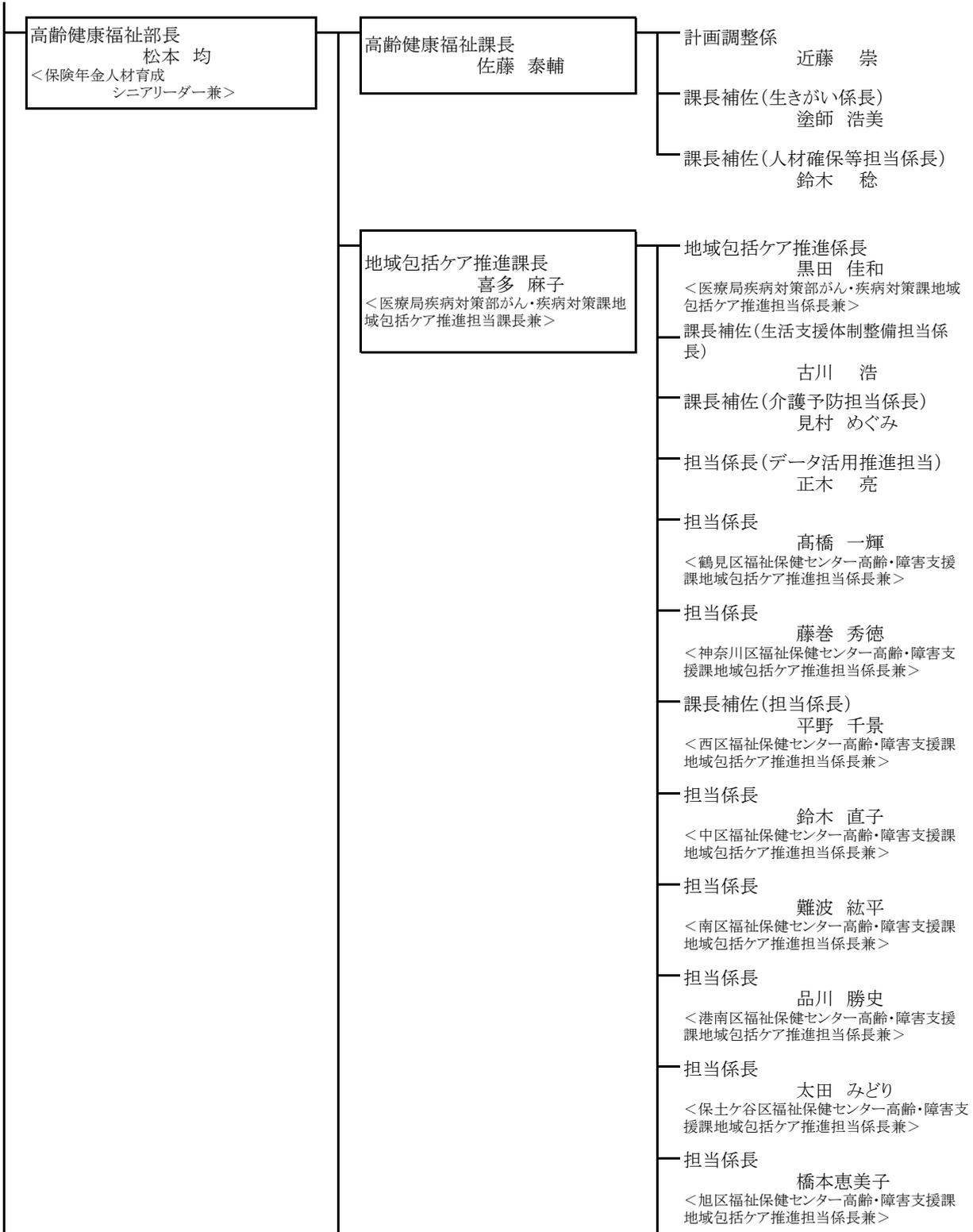
担当係長  
西川美智子

地域支援係長  
田中 邦彦

課長補佐(入所支援第一係長)  
上林 伸好

課長補佐(入所支援第二係長)  
川中 洋至

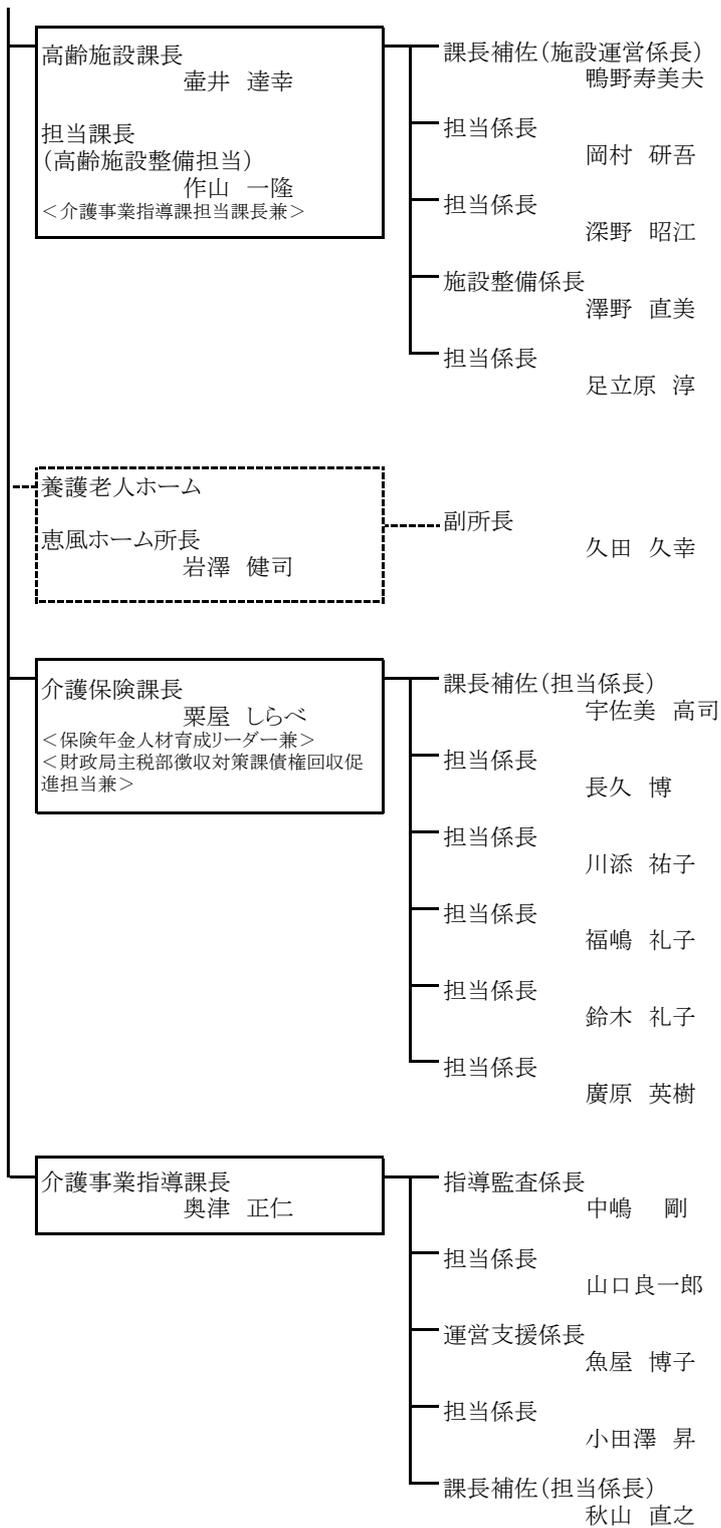
担当係長  
徳田 浩介

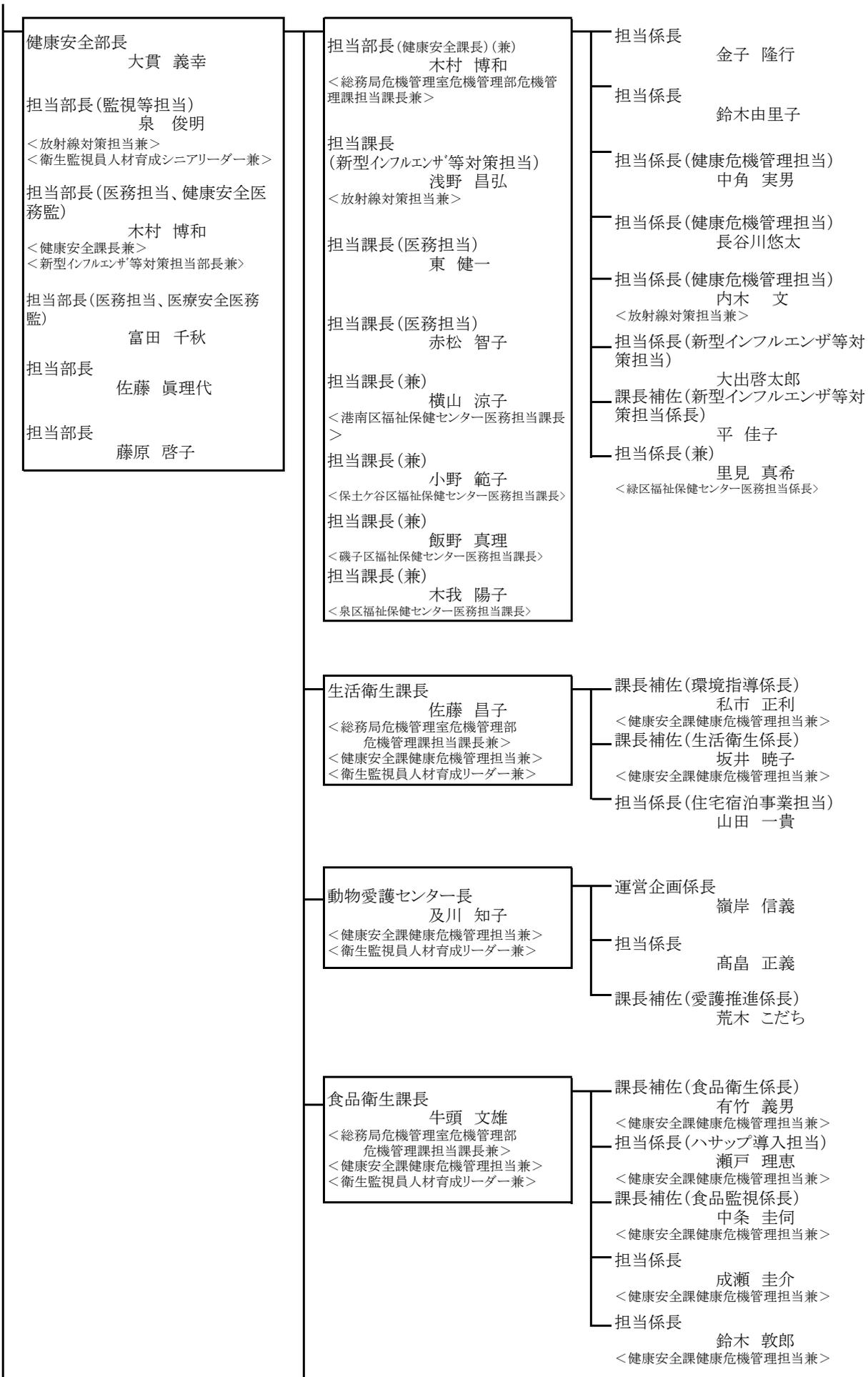


- 担当係長  
高橋健太郎  
＜磯子区福祉保健センター高齢・障害支援課地域包括ケア推進担当係長兼＞
- 担当係長  
小林 広明  
＜金沢区福祉保健センター高齢・障害支援課地域包括ケア推進担当係長兼＞
- 担当係長  
山尾 敏弘  
＜港北区福祉保健センター高齢・障害支援課地域包括ケア推進担当係長兼＞
- 担当係長  
中西 勇人  
＜緑区福祉保健センター高齢・障害支援課地域包括ケア推進担当係長兼＞
- 担当係長  
伊藤 彩子  
＜青葉区福祉保健センター高齢・障害支援課地域包括ケア推進担当係長兼＞
- 課長補佐(担当係長)  
菅野 美穂  
＜都筑区福祉保健センター高齢・障害支援課地域包括ケア推進担当係長兼＞
- 担当係長  
山口 泰弘  
＜戸塚区福祉保健センター高齢・障害支援課地域包括ケア推進担当係長兼＞
- 担当係長  
山崎 由佳  
＜栄区福祉保健センター高齢・障害支援課地域包括ケア推進担当係長兼＞
- 担当係長  
津田 善之  
＜泉区福祉保健センター高齢・障害支援課地域包括ケア推進担当係長兼＞
- 担当係長  
小山 直博  
＜瀬谷区福祉保健センター高齢・障害支援課地域包括ケア推進担当係長兼＞

高齢在宅支援課長  
本間 睦

- 在宅支援係長  
長澤 勸平
- 担当係長  
正木 朋子
- 担当係長  
星野 普
- 担当係長(認知症等担当)  
佐藤 修





医療安全課長  
羽田 政直  
<放射線対策担当兼>

- 担当係長 小林 一郎
- 課長補佐(医療監視等担当係長)  
上田 誠  
<放射線対策担当兼>
- 担当係長(医療監視等担当)  
佐藤 暢子
- 担当係長(医療監視等担当)  
立川 麻衣
- 担当係長(医療監視等担当)  
橋本 雅子
- 課長補佐(担当係長)  
石井 賢雄
- 課長補佐(担当係長)  
水鳥 俊幸
- 担当係長  
高瀬 修
- 担当係長  
楠田 裕司

保健事業課長  
石井 淳

担当部長(担当課長)  
田中 園治  
<医療局疾病対策部がん・疾病対策課  
歯科医療担当課長兼>

担当部長(医務担当、事業推進担  
当課長)  
船山 和志  
<特定健診等担当兼>

担当課長  
黒澤 龍一

担当課長(健康づくり担当)  
室山 孝子

- 課長補佐(担当係長)  
近藤 友和
- 担当係長  
菊池 仁
- 担当係長  
宮下 公一
- 担当係長  
河野 絢
- 担当係長  
稲垣 純子
- 担当係長  
斉藤 尚子
- 担当係長  
廣島 博  
<放射線対策担当兼>
- 担当係長(難病対策担当)  
小宅 将之
- 担当係長(難病対策担当)  
池田 達哉
- 担当係長(健康づくり担当)  
栗原明日香
- 担当係長(健康づくり担当)  
安達 暢子
- 担当係長  
春日 潤子

環境施設課長  
酒井 啓彦  
担当課長(斎場整備担当)  
高岡 昭人  
担当課長  
矢野 徹

施設係長  
田島 彰  
担当係長(斎場整備担当)  
千葉 省一  
担当係長(斎場整備担当)  
角田 圭祐  
担当係長(墓地整備計画担当)  
安藤 文裕  
担当係長  
高森 啓太

斎場  
久保山斎場長  
吉場 和夫  
課長補佐(久保山斎場担当係長)  
佐藤 憲生  
南部斎場長  
堀内 俊幸  
担当係長(南部斎場担当)  
山口 史郎  
北部斎場長  
千葉 廣通  
課長補佐(北部斎場担当係長)  
浅石 達也  
戸塚斎場長  
前川 渡  
課長補佐(戸塚斎場担当係長)  
河原 隆久

中央卸売市場本場食品衛生検査  
所長  
鳥海 正次

担当係長  
太田 嘉  
担当係長  
池淵 守

担当部長(食肉衛生検査所長)  
玉崎 悟  
副所長  
小須田 久

課長補佐(担当係長)  
半澤 浩幸  
担当係長  
伊澤 三彩  
担当係長  
原 みゆき  
担当係長  
成田 俊之

保健所長  
古賀 伸子

<保健所職員は、下記の健康安全部及び18区福祉保健センターが兼務>

健康安全部長  
大貫 義幸  
担当部長(監視等担当)  
泉 俊明  
<放射線対策担当兼>  
<衛生監視員人材育成シニアリーダー兼>  
担当部長(医務担当)  
木村 博和  
<健康安全課長兼>  
<新型インフルエンザ等対策担当部長(健康安全医務監)兼>  
担当部長(医務担当、医療安全医務監)  
富田 千秋

担当部長(健康安全課長)(兼)  
木村 博和  
<総務局危機管理室危機管理部危機管理課担当課長兼>  
担当課長  
(新型インフルエンザ等対策担当)  
浅野 昌弘  
<放射線対策担当兼>  
担当課長(医務担当)  
東 健一  
担当課長(医務担当)  
赤松 智子  
担当課長(兼)  
横山 涼子  
<港南区福祉保健センター医務担当課長>  
担当課長(兼)  
小野 範子  
<保土ヶ谷区福祉保健センター医務担当課長>  
担当課長(兼)  
飯野 真理  
<磯子区福祉保健センター医務担当課長>  
担当課長(兼)  
木我 陽子  
<泉区福祉保健センター医務担当課長>

担当係長  
金子 隆行  
担当係長  
鈴木由里子  
担当係長(健康危機管理担当)  
中角 実男  
担当係長(健康危機管理担当)  
長谷川悠太  
担当係長(健康危機管理担当)  
内木 文  
<放射線対策担当兼>  
担当係長(新型インフルエンザ等対策担当)  
大出啓太郎  
課長補佐(新型インフルエンザ等対策担当係長)  
平 佳子  
担当係長(兼)  
里見 真希  
<緑区福祉保健センター医務担当係長>

生活衛生課長  
佐藤 昌子  
<総務局危機管理室危機管理部危機管理課担当課長兼>  
<健康安全課健康危機管理担当兼>  
<衛生監視員人材育成リーダー兼>

環境指導係長  
私市 正利  
<健康安全課健康危機管理担当兼>  
課長補佐(生活衛生係長)  
坂井 暁子  
<健康安全課健康危機管理担当兼>  
担当係長(住宅宿泊事業担当)  
山田 一貴

動物愛護センター長  
及川 知子  
<健康安全課健康危機管理担当兼>  
<衛生監視員人材育成リーダー兼>

運営企画係長  
嶺岸 信義  
担当係長  
高島 正義  
課長補佐(愛護推進係長)  
荒木 こだち

食品衛生課長  
牛頭 文雄  
＜総務局危機管理室危機管理部  
危機管理課担当課長兼＞  
＜健康安全課健康危機管理担当兼＞  
＜衛生監視員人材育成リーダー兼＞

課長補佐(食品衛生係長)  
有竹 義男  
＜健康安全課健康危機管理担当兼＞  
担当係長(ハザップ導入担当)  
瀬戸 理恵  
＜健康安全課健康危機管理担当兼＞  
課長補佐(食品監視係長)  
中条 圭何  
＜健康安全課健康危機管理担当兼＞  
担当係長  
成瀬 圭介  
＜健康安全課健康危機管理担当兼＞  
担当係長  
鈴木 敦郎  
＜健康安全課健康危機管理担当兼＞

医療安全課長  
羽田 政直  
＜放射線対策担当兼＞

担当係長  
小林 一郎  
課長補佐(医療監視等担当係長)  
上田 誠  
＜放射線対策担当兼＞  
担当係長(医療監視等担当)  
佐藤 暢子  
担当係長(医療監視等担当)  
立川 麻衣  
担当係長(医療監視等担当)  
橋本 雅子  
課長補佐(担当係長)  
石井 賢雄  
課長補佐(担当係長)  
水鳥 俊幸  
担当係長  
高瀬 修  
担当係長  
楠田 裕司

福祉保健センター長  
センター担当部長

福祉保健課長

運営企画係長  
担当係長(事業企画担当)  
健康づくり係長

生活衛生課長 ※1

食品衛生係長  
環境衛生係長

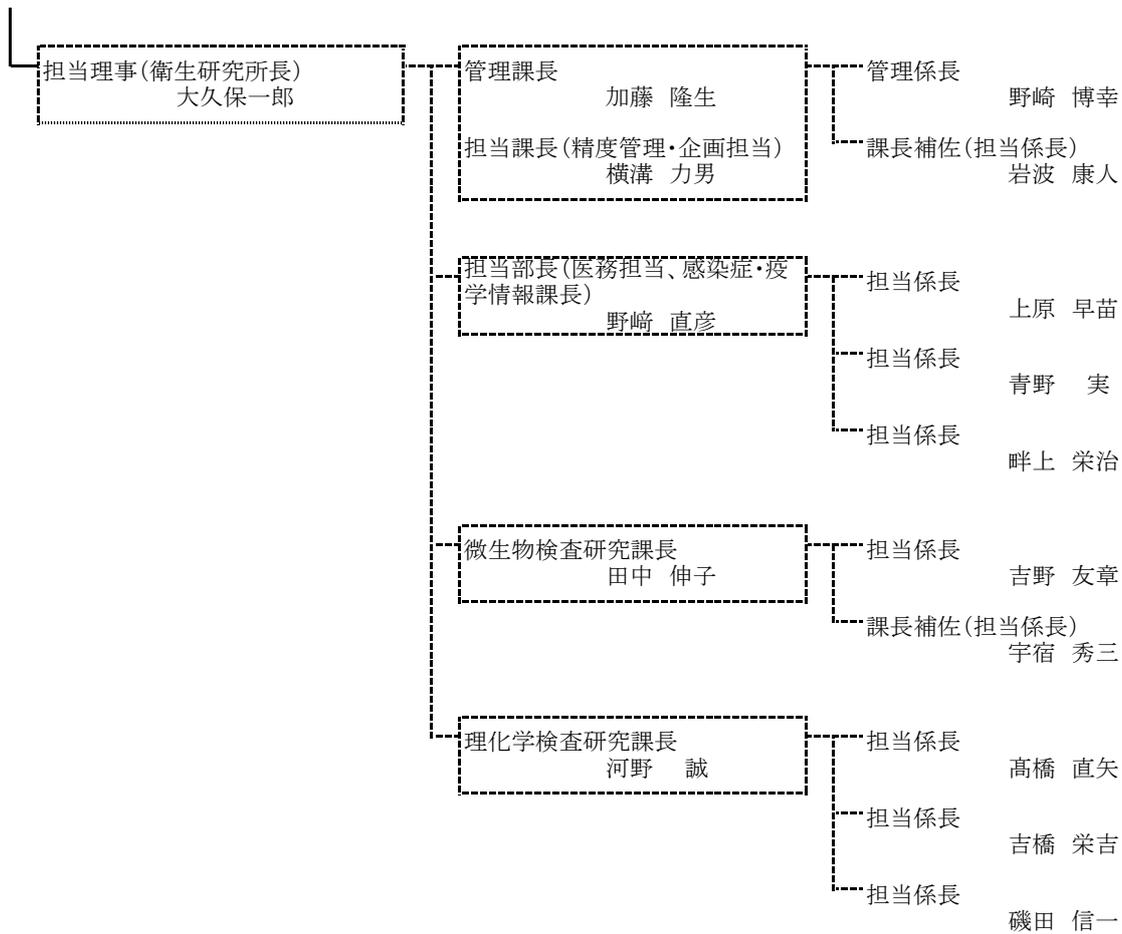
高齢・障害支援課長

高齢・障害係長  
担当係長  
担当係長(地域包括ケア推進担当)

こども家庭支援課長  
担当課長(学校連携・こども担当)

こども家庭係長  
担当係長

福祉保健センターは標準型で表示  
※1 栄区・泉区・瀬谷区は1係制、青葉区は2担当係長制



# 健康福祉局事務分掌

## 総務部

### 総務課

- (1) 局内の文書に関すること。
- (2) 局内の事務事業の連絡調整に関すること。
- (3) 社会福祉、保健及び衛生に係る褒章及び表彰に関すること。
- (4) 局の危機管理に関すること。
- (5) 局内の予算及び決算に関すること。
- (6) 局内の財産管理に関すること。
- (7) 他の部及び課の主管に属しないこと。

### 職員課

- (1) 局所属職員等の研修に関すること。
- (2) 局所属職員の福利厚生及び衛生管理に関すること。
- (3) 局所属職員等の人事に関すること。
- (4) 局所属職員の給与その他の勤務条件その他労務に関すること。
- (5) 局内の組織に関すること。

### 企画課

- (1) 社会福祉、保健及び衛生に係る総合的な企画、調整及び調査研究に関すること。
- (2) 社会福祉、保健及び衛生に係る統計及び情報の収集等に関すること(他の部の主管に属するものを除く。)
- (3) 横浜市社会福祉審議会に関すること。

### 相談調整課

- (1) 横浜市福祉調整委員会が受けた苦情申立て等に関すること。
- (2) その他横浜市福祉調整委員会に関すること。
- (3) 墓地等の設置等に係る紛争解決のためのあっせん及び紛争の調整に関すること。
- (4) 横浜市墓地等設置紛争調停委員会に関すること。

### 監査課

- (1) 社会福祉に係る事業等の監査に係る企画及び連絡調整に関すること(こども青少年局総務部監査課の主管に属するものを除く。以下この部中同じ。)
- (2) 社会福祉法人の設立、定款変更、解散、合併の認可等に関すること。
- (3) 社会福祉法人の監査その他の指導及び監督に関すること。
- (4) 社会福祉法人の改善命令、業務停止命令、役員解職の勧告及び解散命令に関すること。
- (5) 社会福祉施設、介護老人保健施設等の施設に係る事業その他の社会福祉事業の監査に関すること。
- (6) 社会福祉施設その他の施設の建設に対する助成についての検査等に関すること。

- (7) 特に命ぜられた監査その他の指導及び監督に関すること。

## 地域福祉保健部

### 福祉保健課

- (1) 地域福祉保健推進施策の調整に関すること。
- (2) 地域福祉保健計画の推進に関すること。
- (3) 福祉のまちづくりの推進に関すること。
- (4) 横浜市福祉のまちづくり推進会議に関すること。
- (5) 福祉保健センターにおける福祉保健施策の推進に係る連絡調整に関すること。
- (6) 社会福祉法人横浜市社会福祉協議会に関すること（障害福祉部の主管に属するものを除く。）。
- (7) 社会福祉法人区社会福祉協議会等に関すること。
- (8) 地域福祉保健に係る人材育成に関すること（他の部の主管に属するものを除く。）。
- (9) 成年後見制度及び地域福祉に係る権利の擁護に関すること（他の部の主管に属するものを除く。）。
- (10) 日本赤十字社及び赤十字奉仕団に関すること。
- (11) 災害救助に関すること。
- (12) 災害時要援護者支援事業に関すること。
- (13) 福祉有償運送に関すること。
- (14) 建築物等における不良な生活環境の解消及び発生の防止を図るための対策の推進に関すること。
- (15) 横浜市建築物等における不良な生活環境の解消及び発生の防止に関する審議会に関すること。
- (16) その他地域福祉保健に関すること。
- (17) 部内他の課の主管に属しないこと。

### 地域支援課

- (1) 民生委員及び横浜市民生委員推薦会に関すること。
- (2) 地域包括支援センターの設置及び運営管理の総合調整に関すること。
- (3) 地域ケアプラザの整備及び運営管理の総合調整に関すること。
- (4) 福祉保健活動拠点の整備及び運営管理の総合調整に関すること。
- (5) 横浜市社会福祉センター及び福祉保健研修交流センターウィリング横浜の運営管理に関すること。

## 生活福祉部

### 生活支援課

- (1) 生活保護等に係る事務の企画、運営、指導その他生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号) の施行に関すること。
- (2) 保護施設の設置の認可並びに当該施設の休止及び廃止の認可に関すること。
- (3) 保護施設の改善命令、事業停止命令、認可の取消しその他の指導及び監督に関すること。
- (4) 生活困難者に対する事業及び隣保事業に係る社会福祉施設(保護施設を除く。)及び社会福祉事業(以下この部中「施設等」という。)の開始、変更及び廃止の

許可等に関すること。

- (5) 施設等の改善命令、事業停止命令、許可の取消しその他の指導及び監督に関すること。
- (6) 私立の保護施設の助成に関すること。
- (7) 市立の保護施設(授産所を除く。)の企画、設置及び運営管理に関すること。
- (8) 保護施設の法外扶助に関すること。
- (9) 生活保護世帯の法外援護に関すること。
- (10) 保護統計調査に関すること。
- (11) 行旅病人及び行旅死亡人の取扱いに関すること。
- (12) 医療券等の審査に関すること。
- (13) 生活保護法に基づく指定介護機関、指定医療機関等に関すること。
- (14) 被保護者の就労支援に関すること。
- (15) 原子爆弾被爆者の福祉に関すること。
- (16) 戦傷病者、戦没者遺族、中国帰国者等の援護に関すること。
- (17) 公益財団法人寿町勤労者福祉協会に関すること。
- (18) 寿地区対策に関すること。
- (19) 寿福祉プラザの管理に関すること。
- (20) 障害者のいる世帯等に係る水道料金減免事務の調整に関すること。
- (21) 生活困窮者の支援に係る事務の企画、調整その他生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)の施行に関すること(他の局の主管に属するものを除く。)
- (22) 部内他の課の主管に属しないこと。

#### 保険年金課

- (1) 国民健康保険及び国民年金(特定障害者に係る特別障害給付金及び年金生活者支援給付金を含む。以下この部中同じ。)の事務の企画及び運営に関すること。
- (2) 国民健康保険被保険者の資格の得喪及び賦課徴収に係る総合調整に関すること。
- (3) 国民健康保険給付に関すること。
- (4) 国民健康保険及び国民年金の統計調査、事業報告等に関すること。
- (5) 国民健康保険制度及び国民年金制度の広報に関すること。
- (6) 区役所における国民健康保険及び国民年金の事務の指導及び連絡に関すること。
- (7) 国民健康保険関係職員の研修に関すること。
- (8) 横浜市国民健康保険運営協議会及び横浜市国民健康保険障害児育児手当金障害程度審査委員会に関すること。
- (9) 国民健康保険団体連合会に関すること。
- (10) 国民健康保険に係る特定健康診査及び特定保健指導に関すること。

#### 医療援助課

- (1) ひとり親家庭等の医療費助成事業に関すること。
- (2) 小児の医療費助成事業に関すること。
- (3) 重度障害者の医療費助成事業に関すること。
- (4) 身体障害者の更生医療給付に関すること。
- (5) 児童の医療給付等に関すること。

- (6) 後期高齢者医療事業及び老人保健医療事業に関する事。
- (7) 神奈川県後期高齢者医療広域連合に関する事。
- (8) その他医療費助成に関する事(他の課の主管に属するものを除く。)

## 障害福祉部

### 障害企画課

- (1) 障害者及び障害児に係る一貫した施策の企画及び調整に関する事。
- (2) 障害者及び障害児の福祉の推進に関する事(こども青少年局こども福祉保健部の主管に属するものを除く。)
- (3) 障害者福祉サービスに関する広報及び福祉サービスの情報提供に関する事(こども青少年局こども福祉保健部の主管に属するものを除く。)
- (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下この項において「法」という。)に係る事務の企画及び運用に関する事。
- (5) 発達障害者支援法に関する事(こども青少年局こども福祉保健部の主管に属するものを除く。)
- (6) 後見的支援を要する障害者の支援に関する事。
- (7) 精神科病院の現地指導に関する事。
- (8) 医療社会事業に関する事。
- (9) その他精神保健及び精神障害者福祉に関する事(他の局、部及び課の主管に属するものを除く。)
- (10) 障害者更生相談所及びこころの健康相談センターとの連絡調整に関する事。
- (11) 横浜市総合リハビリテーションセンターの運営管理に関する事。
- (12) 社会福祉法人横浜市リハビリテーション事業団に関する事。
- (13) 自殺対策に関する事(他の局、部及び課の主管に属するものを除く。)
- (14) 依存症対策に関する事。
- (15) 法に基づく自立支援医療費(精神障害者の通院医療に係るものに限る。)その他の精神障害者に係る医療費の公費負担に関する事(他の部及びこころの健康相談センターの主管に属するものを除く。)
- (16) 障害者の就業支援に関する事。
- (17) 福祉授産所等における受注、契約、工賃請求及び領収並びに当該授産所等への支払いに関する事。
- (18) 地域作業所等に対する作業のあっせんに関する事。
- (19) 横浜市障害者施策推進協議会に関する事。
- (20) 横浜市精神保健福祉審議会に関する事。
- (21) 横浜市障害者差別の相談に関する調整委員会に関する事。
- (22) 部内他の課の主管に属しない事。

### 障害福祉課

- (1) 特別障害者手当等に関する事。
- (2) 心身障害者扶養共済事業に関する事。
- (3) 障害者及び障害児の移動支援に関する事。
- (4) 手話通訳の派遣に関する事。
- (5) 横浜市障害者研修保養センターの運営管理に関する事。
- (6) 横浜市障害者スポーツ文化センターの運営管理に関する事。

- (7) 障害者のスポーツ及び文化活動の推進に関すること。
- (8) 法に基づく介護給付費のうち、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援に係る事務に関すること。
- (9) 法に基づく補装具費の支給に係る事務に関すること。
- (10) 法に基づく地域生活支援事業のうち、移動支援サービス、日常生活用具給付等、障害者入浴サービス、コミュニケーション支援及び相談支援に係る事務に関すること。
- (11) 障害者の生活環境の整備に関すること。
- (12) 特別乗車券に関すること。
- (13) その他障害者個人に対する給付に関すること(他の局、部及び課の主管に属するものを除く。)
- (14) その他障害者団体に関すること(他の局、部及び課の主管に属するものを除く。)

#### 障害支援課

- (1) 市立の障害者施設に関すること(他の課の主管に属するものを除く。)
- (2) 市立の障害者施設の整備に関すること。
- (3) 私立の障害者施設及び障害者地域活動ホームの建設に対する助成に関すること。
- (4) 障害者施設の設置の認可等並びに当該施設の休止及び廃止の承認等に関すること。
- (5) 障害者施設への措置、措置費及び法外扶助に関すること。
- (6) 障害者施設の調査、指導及び調整に関すること。
- (7) 法に基づく介護給付費のうち、生活介護、短期入所、施設入所支援及び療養介護に係る事務に関すること。
- (8) 法に基づく訓練等給付費に係る事務に関すること。
- (9) 法に基づく地域生活支援事業のうち、地域活動支援センター及び日中一時支援に係る事務に関すること。
- (10) 自立生活アシスタントに関すること。
- (11) 障害者地域活動ホーム及び小規模通所施設に関すること。
- (12) 精神障害者の退院促進支援に関すること。
- (13) 社会福祉法人横浜市社会福祉協議会障害者支援センターの事業に関すること。
- (14) 障害者及び障害児の在宅生活の支援に関すること(他の局、部及び課の主管に属するものを除く。)

### 高齡健康福祉部

#### 高齡健康福祉課

- (1) 高齡者福祉に係る企画及び調整に関すること。
- (2) 高齡者保健福祉計画・介護保険事業計画に関すること。
- (3) 介護福祉業務に従事する人材の確保に係る事業に関すること。
- (4) 老人クラブに関すること。
- (5) 老人福祉センター等に関すること。
- (6) 横浜市高齡者保養研修施設の運営管理に関すること。
- (7) その他高齡者の福祉に関すること(他の課の主管に属するものを除く。)

- (8) 部内他の課の主管に属しないこと。

#### 地域包括ケア推進課

- (1) 地域包括ケアの推進に関する事。
- (2) 高齢者の一般介護予防事業に関する事。
- (3) 高齢者の生活支援体制整備事業に関する事。

#### 高齢在宅支援課

- (1) 在宅の要援護高齢者等の福祉に関する事（他の課の主管に属するものを除く。）。
- (2) 在宅の要援護高齢者等の保健事業その他地域看護業務に関する事（他の課の主管に属するものを除く。）。
- (3) 高齢者等の包括的支援事業に関する事（他の課の主管に属するものを除く。）。
- (4) 指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者、指定介護予防支援事業者及び第1号事業（介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45第1項第1号に規定する第1号事業をいう。以下同じ。）の指定事業者への支援に関する事（他の課の主管に属するものを除く。）。
- (5) 社会福祉法人横浜市福祉サービス協会に関する事。

#### 高齢施設課

- (1) 介護保険施設の指定又は許可、指導、調整、改善勧告、改善命令等に関する事。
- (2) 短期入所生活介護、短期入所療養介護及び特定施設入居者生活介護を実施する事業者（いずれも予防給付に係るものを含む。）の指定、指導、調整、改善勧告、改善命令等に関する事。
- (3) 地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を実施する事業者の指定、指導、調整、改善勧告、改善命令等に関する事。
- (4) 生活支援短期入所生活介護に関する事。
- (5) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）に基づく事業及び施設に係る許可等に関する事（他の課の主管に属するものを除く。）。
- (6) 老人福祉施設への措置及び措置費並びに法外扶助に関する事。
- (7) 市立の老人福祉施設に関する事（他の課の主管に属するものを除く。）。
- (8) 老人福祉施設及び介護保険施設の建設に対する助成に関する事。
- (9) 地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の拠点の整備に対する助成等に関する事。
- (10) サービス付き高齢者向け住宅の報告、検査、指示等に関する事（他の局の主管に属するものを除く。）。
- (11) よこはま多世代・地域交流型住宅等の高齢者の住居に関する事（建築局の主管に属するものを除く。）。

#### 介護保険課

- (1) 介護保険の事務の企画及び運営に関する事（他の課の主管に属するものを

- 除く。)
- (2) 介護保険料の算定に関する事。
  - (3) 介護保険被保険者の資格の得喪、賦課徴収及び要介護認定等に係る総合調整に関する事。
  - (4) 介護保険の給付等に関する事(区役所の主管に属するものを除く。)
  - (5) 介護保険料に係る特別徴収義務者への還付に関する事。
  - (6) 介護保険制度における住宅改修及び福祉用具購入に係る事業者の調整に関する事。
  - (7) 介護保険に係る統計調査、事業報告等に関する事。
  - (8) 介護保険制度の広報に関する事。
  - (9) 区役所における介護保険の事務の指導及び連絡に関する事。
  - (10) 介護保険関係職員の研修に関する事。
  - (11) 横浜市介護認定審査会及び横浜市介護保険運営協議会に関する事。
  - (12) 国民健康保険団体連合会に関する事(他の部、課の主管に属するものを除く。)

#### 介護事業指導課

- (1) 指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者、指定介護予防支援事業者及び第1号事業の指定事業者の指定、指導、調整、改善勧告、改善命令等に関する事(他の課の主管に属するものを除く。)
- (2) 地域密着型サービスの拠点の整備に対する助成等に関する事(他の課の主管に属するものを除く。)

### 健康安全部

#### 健康安全課

- (1) 健康安全に係る施策の企画及び調整に関する事。
- (2) 感染症の予防、医療、発生動向の調査等に関する事(保健所事務分掌規則第3条健康安全課の項第1号から第4号まで並びに第4条福祉保健課の項第3号及び第4号に掲げる事務を除く。)
- (3) 予防接種に関する事。
- (4) 横浜市予防接種事故対策調査会に関する事。

#### 生活衛生課

- (1) 墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)に基づく経営の許可等に関する事。
- (2) 横浜市墓地等設置財務状況審査会に関する事。
- (3) 環境衛生関係団体に関する事。
- (4) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)に基づく事業者の登録に関する事。
- (5) 昆虫等の防除に関する事(保健所事務分掌規則第4条生活衛生課の項第5号に掲げる事務を除く。)
- (6) 住宅宿泊事業法(平成29年法律第65号)に基づく届出等(文化観光局及び建築局の主管に属するものを除く。)及び同法に係る事務の連絡調整に関する事。

- (7) その他生活衛生に関すること（保健所事務分掌規則第3条生活衛生課の項及び第4条生活衛生課の項第1号から第8号までに掲げる事務を除く。）。

#### 食品衛生課

- (1) 食品衛生関係団体に関すること。
- (2) 食鳥処理の事業の許可、確認規程の認定等に関すること。
- (3) と畜場の設置の許可等に関すること。
- (4) その他食品衛生に関すること（保健所事務分掌規則第3条食品衛生課の項及び第4条生活衛生課の項第9号から第11号までに掲げる事務を除く。）。
- (5) 食肉衛生検査所及び中央卸売市場食品衛生検査所に関すること。
- (6) 衛生研究所に関すること。

#### 医療安全課

- (1) 医療に係る相談等に関すること。
- (2) 医療安全情報の提供に関すること。
- (3) 医療安全研修に関すること。
- (4) その他医療安全の確保に関すること。
- (5) 医療法(昭和23年法律第205号)に基づく許可及び認可に関すること。

#### 保健事業課

- (1) 保健施策の企画、調整及び推進に関すること。
- (2) 健康増進に関すること（他の部、課の主管に属するものを除く。）。
- (3) 栄養改善に関すること。
- (4) 歯科保健に関すること（母子保健に係るものを除く。）。
- (5) 献血の推進等に関すること。
- (6) 保健活動推進員に関すること。
- (7) 原子爆弾被爆者の援護に関すること（生活福祉部の主管に属するものを除く。）。
- (8) 難病対策に関すること。
- (9) その他疾病対策に関すること（他の部及び課の主管に属するものを除く。）。
- (10) 公害健康被害の調査、補償及び救済に関すること。
- (11) 横浜市公害健康被害認定審査会及び横浜市公害健康被害診療報酬審査会に関すること。
- (12) その他公害保健福祉に関すること。
- (13) 衛生に係る統計及び人口動態統計に関すること。
- (14) 公益財団法人横浜市総合保健医療財団に関すること。
- (15) 横浜市スポーツ医科学センター及び横浜市総合保健医療センターに関すること。
- (16) 部内他の課の主管に属しないこと。

#### 環境施設課

- (1) 市営墓地、斎場及び霊堂の運営管理に関すること。
- (2) 市営墓地、斎場及び霊堂の整備に関すること。

# 保健所事務分掌

## 健康安全部

### 健康安全課

- (1) 横浜市感染症診査協議会に関すること。
- (2) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）に基づく他の行政機関との協議に関すること。
- (3) 検疫法(昭和 26 年法律第 201 号)に基づく検疫感染症の患者に係る通報の受理及び検疫の免除の許可に関すること。
- (4) 福祉保健センター福祉保健課の (3) 及び (4) 並びに福祉保健センター生活衛生課の (11) 及び (16) に掲げる事務の総括に関すること。
- (5) 部内他の課の主管に属しないこと。

### 生活衛生課

- (1) 温泉法(昭和 23 年法律第 125 号)に基づく温泉の利用の許可及びその取消し、温泉の利用の許可を受けた者の合併及び分割並びに相続に関する承認、温泉の成分等の掲示内容等の届出及びその変更命令、管理者に対する措置命令並びに土地の掘削許可等に関して神奈川県知事に提出する書類の経由事務に関すること。
- (2) 温泉法施行細則（昭和 59 年 3 月横浜市規則第 11 号）に基づく温泉利用事項の変更並びに温泉利用施設の廃止及び休止の届出に関すること。
- (3) 化製場等に関する法律(昭和 23 年法律第 140 号)に基づく化製場及び死亡獣畜取扱場の設置の許可、変更の届出及び許可の取消しに関すること。
- (4) 化製場等に関する法律施行細則（昭和 59 年 9 月横浜市規則第 93 号）に基づく化製場等の設置事項の変更並びに経営の停止及び廃止の届出に関すること。
- (5) えなその他出産に伴う産あい物処理業者条例(昭和 25 年神奈川県条例第 52 号)に基づく焼却場の施設の検査、事情の聴取、立入検査及び特別の施設の設置命令並びに神奈川県知事に提出する書類の経由事務に関すること。
- (6) 墓地、埋葬等に関する法律(昭和 23 年法律第 48 号)に基づく報告の徴収及び立入検査に関すること。
- (7) 横浜市墓地等の経営の許可等に関する条例(平成 23 年 2 月横浜市条例第 5 号)に基づく立入調査に関すること。
- (8) 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律(昭和 48 年法律第 112 号)に基づく措置命令、報告の徴収、立入検査、質問及び収去に関すること。
- (9) 横浜市簡易給水水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例（平成 3 年 12 月横浜市条例第 56 号）に基づく公表に関すること。
- (10) 福祉保健センター生活衛生課の (1) から (8) までに掲げる事務の総括に関すること。

### 動物愛護センター

- (1) 横浜市動物愛護センター条例（平成 22 年 12 月横浜市条例第 44 号）第 2 条第 1 号から第 11 号までの規定に基づく事務に関すること。
- (2) 狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）に基づく犬の登録並びに鑑札及び注

射済票の交付に関する事(横浜市動物愛護センター条例第2条第3号から第5号までの規定により保管した犬を所有者に返還し、又は第三者に譲渡する場合に、その所有者又は譲受人の依頼によって行うものに限る。)

- (3) 福祉保健センター生活衛生課の(12)から(14)までに掲げる事務の統括に関する事。

#### 食品衛生課

- (1) 食品衛生関係営業の監視及び指導に関する事。
- (2) 食品等の検査に関する事。
- (3) 福祉保健センター生活衛生課の(9)及び(10)に掲げる事務の総括に関する事。
- (4) 食品表示法(平成25年法律第70号)の施行に関する事。

#### 医療安全課

- (1) 医事及び薬事に関する事(医療法(昭和23年法律第205号)に基づく許可及び認可並びに福祉保健センター生活衛生課の(15)に掲げる事務を除く。)
- (2) 医療施設調査規則(昭和28年厚生省令第25号)に基づく調査票等の受理及び送付に関する事。
- (3) 福祉保健センター生活衛生課の(15)に掲げる事務の総括に関する事。

### 福祉保健センター

#### 福祉保健課

- (1) 国民生活基礎調査規則(昭和61年厚生省令第39号)等に基づく調査票等の審査整理及び提出に関する事。
- (2) 人口動態調査令(昭和21年勅令第447号)に基づく調査票の審査及び提出に関する事。
- (3) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく事務(同法に基づく医療費の負担、医療機関の指定、厚生労働大臣への報告、感染症発生時の調査協力依頼及び感染症に係る情報の公表に関する事務並びに健康安全部健康安全課の(1)及び(2)並びに福祉保健センター生活衛生課の(5)に掲げる事務を除く。)に関する事。
- (4) 検疫法に基づく検査、消毒その他検疫感染症の予防上必要な措置に関する事。
- (5) 健康増進法(平成14年法律第103号)に基づく栄養指導その他の保健指導、特定給食施設及び特別用途食品等に関する事。
- (6) 横浜市小規模給食施設の栄養管理に関する条例(平成12年2月横浜市条例第6号)に基づく事務に関する事。
- (7) 食品表示法に基づく栄養成分及び熱量等の表示事項に係る指示等に関する事。
- (8) センター内他の課の主管に属しない事。

#### 生活衛生課

- (1) 環境衛生関係営業に関する事。
- (2) 墓地、火葬場等の管理者の届出等に関する事。
- (3) 専用水道、簡易専用水道、小規模受水槽水道、飲用井戸等の衛生に関する事。

- (4) 建築物における衛生的環境の確保に関すること(事業者の登録に関する事務を除く。)
- (5) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づくねずみ族、昆虫等の駆除並びに消毒(患者がいる場所及びいた場所並びに感染症により死亡した者の死体がある場所及びあった場所に係るものを除く。)に関すること。
- (6) 居住衛生に関すること。
- (7) 有害物質を含有する家庭用品の衛生に関すること。
- (8) 前各号に掲げる事務に係る苦情受付及び調査に関すること。
- (9) 食品衛生関係営業に関すること。
- (10) 食中毒の予防に関すること。
- (11) 食中毒の発生措置に関すること。
- (12) 狂犬病予防に関すること。
- (13) 動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)に基づく第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者の動物の管理方法等の改善勧告、措置命令、報告の徴収及び立入検査、生活環境の損失を生じさせる事態の除去に必要な勧告及び措置命令、特定動物飼養者に対する措置命令、報告の徴収及び立入検査、犬及び猫の引取り並びに動物の収容に関すること。
- (14) 横浜市動物の愛護及び管理に関する条例(平成18年3月横浜市条例第17号)に基づく事務に関すること。
- (15) 患者調査規則(昭和28年厚生省令第26号)及び医療法施行令(昭和23年政令第326号)に基づく調査票等の受理及び送付、医師等の免許の経由事務、施術所、歯科技工所、薬局、薬局製造販売医薬品の製造販売業及び製造業、医薬品の販売業、医療機器の販売業及び貸与業、再生医療等製品の販売業並びに毒物劇物販売業に関すること。
- (16) 健康危機管理に関すること。

#### 高齢・障害支援課

- (1) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)に基づく書類の経由事務に関すること(精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療に関する事務を除く。)
- (2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づく身体障害児の療育の指導等に関すること(神奈川福祉保健センター、西福祉保健センター、中福祉保健センター及び都筑福祉保健センター(以下「神奈川福祉保健センター等」という。)に限る。)
- (3) 身体障害者福祉法施行令(昭和25年政令第78号)に基づく診査を受けるべき旨の通知の受理、障害程度の変化に関する通知及び身体障害者手帳の交付を受けた者に係る通知の受理に関すること(神奈川福祉保健センター等に限る。)

#### こども家庭支援課

- (1) 児童福祉法に基づく身体障害児の療育の指導等に関すること(神奈川福祉保健センター等を除く。)
- (2) 身体障害者福祉法施行令に基づく診査を受けるべき旨の通知の受理、障害程度の変化に関する通知及び身体障害者手帳の交付を受けた者に係る通知の受理に関すること(神奈川福祉保健センター等を除く。)
- (3) 母子保健法(昭和40年法律第141号)に基づく妊娠の届出の経由事務に関する

こと。



平成 30 年 度

# 事業概要

(平成 30 年 5 月)

健康福祉局

# 目 次

・ 平成30年度健康福祉局運営方針	1
・ 平成30年度健康福祉局予算総括表	5

## I 地域福祉保健の推進 6

1 地域福祉保健計画推進事業等	4 だれにもやさしい福祉のまちづくり推進事業
2 権利擁護事業	5 地域の見守り事業
3 地域ケアプラザ整備・運営事業	

## II 高齢者保健福祉の推進 10

・ 介護保険制度関連事業の概要	10 介護保険外サービス
・ 地域包括ケアシステム構築に向けて	11 高齢者の社会参加促進
6 介護保険事業	12 介護人材支援事業
7 (地域支援事業) 介護予防・日常生活 支援総合事業	13 低所得者の利用者負担助成事業
8 (地域支援事業) 包括的支援事業	14 地域密着型サービス推進事業
9 (地域支援事業) 任意事業	15 施設や住まいの整備等の推進

## III 障害者施策の推進 20

・ 障害福祉主要事業の概要	22 障害者施設の整備
16 障害者の地域生活支援	23 障害者の就労支援
17 障害者の相談支援	24 障害者のスポーツ・文化
18 障害者差別解消・障害理解の推進	25 重度障害者医療費助成事業・更生医療事業
19 障害者の移動支援	26 こころの健康対策
20 障害者支援施設等自立支援給付費	27 精神科救急医療対策事業
21 障害者グループホーム設置運営事業	

## IV 生活基盤の安定と自立の支援 28

28 生活保護・生活困窮者自立 支援事業	30 小児医療費助成事業・ひとり親家庭等 医療費助成事業
29 援護対策事業	31 後期高齢者医療事業
・ 新たな住宅セーフティネット制度の構築について	32 国民健康保険事業

## V 健康で安全・安心な暮らしの支援 32

33 370万市民の健康づくりの推進	39 食の安全確保事業
34 がん検診事業	40 快適な生活環境の確保事業
35 予防接種事業	41 動物の愛護及び保護管理事業
36 感染症・食中毒対策事業等	42 難病対策事業 公害健康被害者等への支援
37 新型インフルエンザ対策事業	43 斎場・墓地管理運営事業
38 医療安全の推進	

## ・ 外郭団体関連予算一覧 40

※この冊子の中の数値は、各項目ごとに四捨五入しています。  
※【基金】と記載している事業は社会福祉基金を充当している事業です。

# 平成 30 年度 健康福祉局 運営方針

## I 基本目標

### 今日の安心、明日の安心、そして将来への安心に向けて

超高齢社会を迎えた現在において、社会保障費は年々増大しており、特に団塊の世代が後期高齢者となる 2025 年以降を見据えた対応は喫緊の課題となっています。

また、支援を必要とする高齢者、障害者、生活困窮者等の増加に伴い、福祉・保健分野に関する課題は多様化・増大しています。

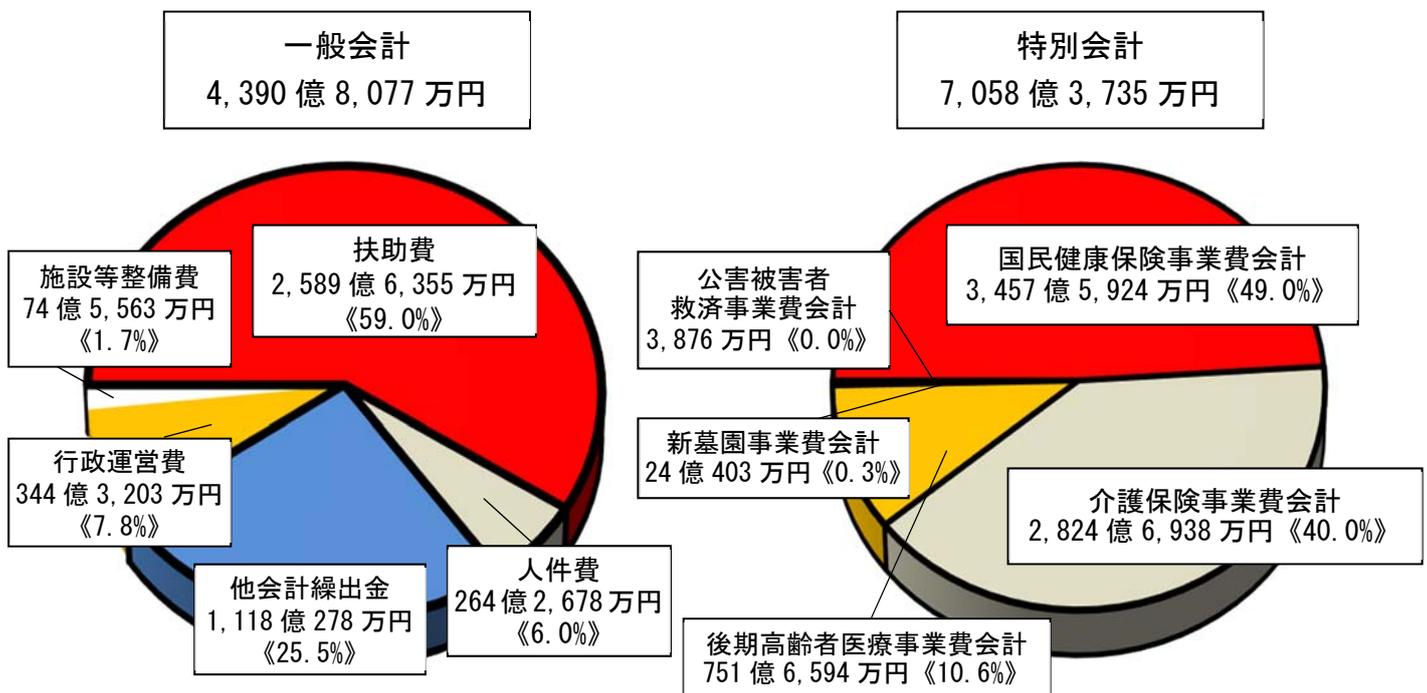
今年度スタートする新たな中期4か年計画及び第7期横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画など各種計画に基づき取組を進めていくとともに、10年、20年先を見据え、将来にわたって持続可能な施策の充実を目指します。

市民の皆様様の「今日の安心、明日の安心、そして将来への安心」を目標として、福祉・保健における市民生活の安心・安全の確保に向け、職員一丸となって取り組んでいきます。

## II 予算規模

平成 30 年度の一般会計の予算規模は約 4,390 億 8,100 万円で、約6割を扶助費が占めています。

また、特別会計の予算規模は約 7,058 億 3,700 万円で、国民健康保険事業費会計、介護保険事業費会計、後期高齢者医療事業費会計が主となっています。



### Ⅲ 目標達成に向けた施策

#### 1 370万人の健康づくりと疾病予防の推進・市民のあんしん確保

第2期健康横浜21計画の中間評価の結果を踏まえ、「食生活」「運動」「喫煙・飲酒」「歯・口腔」「休養・こころ」の5つの分野の取組を加速させ、企業や地域等と連携し、オール横浜で健康寿命の延伸を目指します。

がん検診の受診者数増に向けた再勧奨通知対象者の拡大、保健指導などによる糖尿病等の疾病の重症化予防事業の全区展開、生活保護受給者等への健康支援事業の対象者拡充等、生活習慣病予防対策を強化します。

歩くムーブメントのさらなる拡大に向け、よこはまウォーキングポイント事業では、歩数計に加えスマートフォンでも参加できる歩数計アプリを導入します。また、医療費抑制の効果等、事業検証の検討を進めます。

健康的に働き続けられるよう、企業等の健康経営の取組を支援します。

難病対策事業について、新たに特定医療費助成事業などの業務を実施します。

6月に施行される住宅宿泊事業法に基づき、民泊の届出受付を実施します。

食品関係施設に対してHACCP※による衛生管理の導入支援を実施します。

将来にわたる火葬の安定供給を図るため、鶴見区で新たな斎場の整備を進めます。また、増加する墓地需要に対応するため、舞岡地区や深谷通信所跡地等で新たな墓地整備を進めます。

感染症の予防及び発生時対応の強化に取り組みます。特に、本市における国際スポーツイベント等の開催を見据え、新たに国内で流行する恐れのある感染症への対策を進めていきます。

※ HACCP(Hazard Analysis and Critical Control Point): 食中毒菌汚染や異物混入等の危害要因(ハザード)を除去または低減させるために重要な工程を管理し、製品の安全性を確保しようとする衛生管理の手法

#### 2 地域包括ケアの推進と高齢者の社会参加

2025年問題の解決に向けて、「よこはま地域包括ケア計画(第7期横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画)」に基づき、横浜型地域包括ケアシステムの構築を進めます。

「生きがい就労支援スポット」を市内2か所で実施するほか、「よこはまシニアボランティアポイント事業」の拡充や、新たに「セカンドSTEP プロモーション事業」を実施します。

日常生活圏域ごとの介護データを分析・活用するためのICTシステムを構築します。

本人や家族が退院後のケアの見通しを立てやすくする支援策として、「医療・介護連携ケアパス」(介護サービス等のガイドの作成・活用方法)を検討します。

市民の皆様一人ひとりが自らの意思で生き方を選択し、人生の最期まで自分らしく生きることができるよう、エンディングノートを作成し、活用のための講座を開催します。

認知症の早期診断・早期対応に向け、「認知症初期集中支援チーム」を全区に設置します。また、行方不明時の早期発見と身元不明対策を目的とした見守りシールを作成します。

多様なニーズや個々の状況に応じた「施設・住まい」の選択を可能とするため、施設等の整備を加速するとともに、「施設のコンシェルジュ」の増員、高齢者用市営住宅等への生活援助員の派遣等、施設・住まいに関する相談体制を充実します。

増大する介護ニーズに対応し、質の高いサービスを安定的に提供するため「介護人材の確保」「介護人材の定着支援」「専門性の向上」に取り組みます。

### 3 障害者福祉の充実

平成 29 年度に実施した「第3期横浜市障害者プラン」の見直しを踏まえ、障害者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、障害者の生活を地域全体で支える機能の構築に向けて、基幹相談支援センターにコーディネーターを配置し、地域生活支援機能の充実を図ります。

さらに、計画相談の利用促進、松風学園の再整備をはじめとした居住の場の改善・確保、医療的ケア児・者の在宅生活を支援する取組をより一層推進します。

また、依存症相談拠点の設置など依存症対策の充実や、自殺対策基本法に基づく自殺対策計画の策定に向けた取組など、精神保健福祉施策の更なる推進を図ります。

東京 2020 パラリンピックに向けた機運の高まりに合わせ、ラポール上大岡を南部方面拠点として整備するなど、障害者スポーツ・文化活動の推進に取り組みます。

障害のある人とのコミュニケーションの充実を図るため、筆談ボードを全区役所に設置するなど、障害者差別の解消を推進し、共生社会の実現を目指します。

### 4 暮らしを支えるセーフティネットの確保

様々な事情により生活にお困りの方が、周囲から孤立することなく安定した生活を送れるよう、福祉、就労・家計管理など複合的支援の取組などを進めます。

自立相談支援員を2人増員し、ご本人の状況に応じたきめ細やかな支援を強化するほか、生活に困窮し支援を必要とする人の早期把握、地域と連携した支援促進のため、地域ケアプラザ等を拠点に地域ネットワーク構築支援事業を2区でモデル実施します。

寄り添い型学習支援事業の中学生の受け入れ枠を 140 人増の 950 人に拡大します。

小児医療費助成事業の通院助成対象を平成 31 年4月から中学3年生まで拡大するなど制度拡充に向けた準備を行います。

国民健康保険加入者の特定健診の自己負担額を無料化し、受診率向上を図ります。

### 5 参加と協働による地域福祉保健の推進

平成 31 年度から 35 年度を計画期間とする、第4期横浜市地域福祉保健計画を策定し、地域福祉保健活動の基盤づくりを進めます。

地域における身近な福祉保健の拠点となる地域ケアプラザの整備を進めるとともに、地域ケアプラザ職員の育成など運営支援を行います。

地域住民や様々な団体と地域課題を共有し協働により課題解決に取り組む支え合いの地域づくりを進め、制度の狭間にある人を含めた社会的孤立の防止を図ります。

ごみ問題を抱えている人への支援では、当事者に寄り添い、福祉的支援を重視した対策を実施し、解消した案件も地域や関係機関と連携し、再発防止に取り組めます。

災害時に福祉避難所の開設・運用、受入調整を円滑に行うため、各施設の被災状況や物資の不足状況等を関係者間で共有するシステムを構築します。

横浜生活あんしんセンターでは、利用者の契約件数の増加に対応するため、定期訪問を行う生活支援員を3名増員し、適切な訪問活動を支援します。

### 1 専門的な知識・技術を持った人材を育成します

職員一人ひとりの意欲と能力を高めつつ、法や制度等に関する専門的な知識・技術の習得に努め、専門職をはじめとした福祉・保健行政を担う人材を育成します。

現場を大切にし、常にニーズに即したタイムリーな対応を心がけます。

### 2 人権尊重の視点を持って施策を推進します

人権問題を自分のこととして捉え、当事者に寄り添い、その思いに想像力を働かせながら、業務を遂行します。

障害者差別解消法の趣旨を十分に理解し、障害のある人の意向を確認し、職員一人ひとりが場面に応じて考え、合理的配慮の提供に取り組んでいきます。

### 3 積極的な協働・連携を推進します

市民の皆様や企業、NPO 法人、社会福祉法人、医療機関、関係団体など、様々な主体と協力し、福祉・保健の推進に取り組みます。

18 区や関係局とも組織の縦割りを超えて連携し、「チーム横浜」として取り組みます。

### 4 危機管理意識を常に高く持ち行動します

これまでに発生した事件・事故等を踏まえ、市民の皆様の安心・安全の確保に努めます。

職員一人ひとりが防災・防犯に対して鋭敏な感覚を持ち、何ができるのかを考え、迅速に行動します。

### 5 働くことに「よろこび」と「誇り」を感じられる環境づくりに取り組みます

職員一人ひとりが、自らの業務が市民の皆様の生活を支える重要なものであることを理解し、共に働く仲間を尊重し合い、働くことに「よろこび」と「誇り」を感じられる職場の環境づくりを進めます。

すべての職員がワーク・ライフ・バランスを実現するとともに、仕事の進め方や時間の使い方などを見直し、年次休暇に加え、介護休暇や育児休業が取得しやすい環境づくりの促進、超過勤務の削減などに取り組みます。

# 健康福祉局予算総括表

(一般会計)

(単位：千円)

項目	29年度	30年度	増△減	増減率(%)	備考
7 款					
健康福祉費	319,246,719	327,302,989	8,056,270	2.5	
1 項					
社会福祉費	44,909,642	44,678,999	△ 230,643	△ 0.5	社会福祉総務費、社会福祉事業振興費、国民年金費、ひとり親家庭等医療費、小児医療費
2 項					
障害者福祉費	102,705,715	105,844,891	3,139,176	3.1	障害者福祉費、こころの健康相談センター等運営費、障害者手当費、重度障害者医療費、障害者福祉施設運営費、リハビリテーションセンター等運営費
3 項					
老人福祉費	9,900,892	10,645,772	744,880	7.5	老人措置費、老人福祉費、老人福祉施設運営費
4 項					
生活援護費	133,476,411	133,816,138	339,727	0.3	生活保護費、援護対策費
5 項					
健康福祉施設整備費	7,375,250	8,140,534	765,284	10.4	健康福祉施設整備費
6 項					
公衆衛生費	17,883,758	21,133,752	3,249,994	18.2	健康安全費、健康診査費、健康づくり費、地域保健推進費、公害・石綿健康被害対策事業費
7 項					
環境衛生費	2,995,051	3,042,903	47,852	1.6	食品衛生費、衛生研究所費、食肉衛生検査所費、環境衛生指導費、葬務費、動物保護指導費
17 款					
諸支出金	114,828,752	111,777,779	△ 3,050,973	△ 2.7	
1 項					
特別会計繰出金	114,828,752	111,777,779	△ 3,050,973	△ 2.7	国民健康保険事業費、介護保険事業費、後期高齢者医療事業費、公害被害者救済事業費、水道事業、自動車事業及び高速鉄道事業会計繰出金
一般会計計	434,075,471	439,080,768	5,005,297	1.2	

(特別会計)

国民健康保険事業費会計	406,084,702	345,759,239	△ 60,325,463	△ 14.9
介護保険事業費会計	288,514,868	282,469,382	△ 6,045,486	△ 2.1
後期高齢者医療事業費会計	74,478,470	75,165,938	687,468	0.9
公害被害者救済事業費会計	47,058	38,763	△ 8,295	△ 17.6
新墓園事業費会計	2,725,160	2,404,026	△ 321,134	△ 11.8
特別会計計	771,850,258	705,837,348	△ 66,012,910	△ 8.6

健康福祉局一般会計予算の財源

	29年度	30年度
特定財源	(43.1)	(43.9)
	187,137,327	192,557,287
一般財源	(56.9)	(56.1)
	246,938,144	246,523,481
合	(100)	(100)
計	434,075,471	439,080,768

( ) 内は構成比

# I 地域福祉保健の推進

1	地域福祉保健計画推進事業等		<p><b>事業内容</b></p> <p>福祉保健の取組への住民参加を促進し、地域活動団体や社会福祉施設等と行政が協働して、地域づくり、支えあいの取組を進めます。</p> <p><b>1 地域福祉保健計画推進事業 872万円</b></p> <p>誰もが安心して自分らしく健やかに暮らせる地域づくりを目指し、住民、事業者、行政、社会福祉協議会、地域ケアプラザ等が福祉保健などの地域の課題解決に協働して取り組み、身近な地域の支えあいの仕組みづくりを進めることを目的として、<u>第4期横浜市地域福祉保健計画（計画期間31～35年度）を策定します。</u></p> <p>また、第3期市計画を推進するとともに、区計画の推進を支援します。</p> <p><b>2 災害時要援護者支援事業〈拡充〉 2,634万円</b></p> <p>災害時に自力避難が困難な要援護者の安否確認や避難支援等が円滑に行われるよう、災害時要援護者名簿の提供をはじめ、地域での自主的な支えあいの取組を支援します。</p> <p><u>また、災害時に福祉避難所の開設・運用、受入調整を円滑に行うため、各施設の被災状況や物資の不足状況等を関係者間で共有するシステムを構築します。</u></p> <p><u>※「特別避難場所」は30年4月1日に「福祉避難所」に改称しました。</u></p>
本 年 度	7億 646万円		
前 年 度	7億3,739万円		
差 引	△3,093万円		
本年度の財源内訳	国	2,400万円	
	県	—	
	その他	555万円	
	市 費	6億7,691万円	
<b>3 福祉避難所緊急連絡用通信機器整備事業 814万円</b>			
<p>発災時の連絡調整を円滑に行うため、FAX、固定電話に加え、災害時優先携帯電話を、各区及び福祉避難所となる社会福祉施設に配備します。</p>			
<b>4 福祉有償運送事業 426万円</b>			
<p>福祉有償運送を行う特定非営利活動法人等の登録、検査等を実施します。また、登録に先立ち、福祉有償運送の必要性及び適正な実施等について関係者による事前協議を行うため、福祉有償移動サービス運営協議会を開催します。</p>			
<b>5 地域福祉保健関係職員人材育成事業 428万円</b>			
<p>(1) 25年度に策定した「社会福祉職・保健師人材育成ビジョン」に基づく階層別研修、専門職研修及び人材育成支援研修等の実施により、地域福祉保健の推進を担う職員を育成します。</p> <p>(2) 福祉保健分野の学生実習を受け入れ、次代の地域福祉保健人材を育成します。</p>			
<b>6 福祉保健システム運用事業〈拡充〉 3億1,254万円</b>			
<p>高齢・障害・児童福祉等のサービス提供に使用する福祉保健システムの運用保守等を行います。また、24年度稼働当初に配付した福祉保健システム端末及び、<u>プリンタの入れ替えを行うほか、改元対応や制度改正に対する改修を行います。</u></p>			
<b>7 民生委員・児童委員事業 3億4,218万円</b>			
<p>地域福祉の担い手である民生委員・児童委員、主任児童委員の活動を支援するため、活動費を支給するほか、活動支援策の検討、<u>協力員のモデル実施（保土ケ谷区）</u>を行います。</p>			

2	権利擁護事業	
本年度	4億6,876万円	
前年度	4億4,077万円	
差引	2,799万円	
本年度の財源内訳	国	1億6,618万円
	県	3,690万円
	その他	2,994万円
	市費	2億3,574万円

## 事業内容

高齢者や障害者等が、判断能力が低下しても安心して日常生活を送れるよう、権利擁護を推進します。  
 成年後見制度の利用促進に関する法律を踏まえ、本市における成年後見制度利用促進基本計画について、第4期横浜市地域福祉保健計画と一体的に策定をします。

### 1 横浜生活あんしんセンター運営事業〈拡充〉

**2億7,094万円**

権利擁護に関わる相談や契約に基づく定期訪問・金銭管理サービス、財産関係書類等預かりサービス、法定後見受任等にかかる事業費を助成します。

また、権利擁護事業・成年後見制度の利用促進のための広報啓発を行い、関係機関等と連携し権利擁護を推進します。

成年後見制度の利用促進が必要な障害分野において長期間の後見受任期間に対応可能で、かつ障害理解のある団体が、法人後見に取り組めるよう、人材育成等の活動支援を実施します。

#### ・権利擁護事業 〈拡充〉

権利擁護事業契約件数の増加に対応するため、定期訪問を行う生活支援員を3名増員し、適切な訪問活動を支援します。

### 2 成年後見制度利用支援事業

**1億2,327万円**

制度利用のための申立て費用や後見人等への報酬の負担が困難な場合に、その費用を助成します。

申立て費用については、区長が申立てを行った人のみを対象としています。

### 3 成年後見制度利用促進事業

**1,246万円**

#### (1) 成年後見サポートネット

成年後見制度をはじめ、権利擁護に関して、各区で専門職団体と地域包括支援センター等専門機関による事例検討や、地域における課題検討を行い、適切な制度活用と連携を促進します。

#### (2) 権利擁護関係職員の資質向上と業務の円滑実施

区福祉保健センター、区社協あんしんセンター、地域包括支援センター等職員向けの研修等を通じ、権利擁護が必要な高齢者・障害者への適切な支援と迅速な制度利用を促進します。

### 4 市民後見人養成・活動支援事業

**6,209万円**

地域における権利擁護を市民参画で進めるため、後見推進機関である「横浜生活あんしんセンター」による市民後見人バンク登録者に対する研修や面接等の実施のほか、第4期の養成課程を実施します。また受任を促進し、受任後には、後見業務における相談・助言等の活動支援を実施します。



4	だれにもやさしい福祉のまちづくり推進事業	<b>事業内容</b> 「横浜に関わる全ての人がお互いを尊重し、助け合う、人の優しさにあふれたまちづくり」を実現するため、ハード（施設の整備）とソフト（思いやりの心の育成）を一体的に取り組み、福祉のまちづくりを推進します。	
本 年 度	3,882万円	<b>1 福祉のまちづくり条例推進事業 849万円</b> 東京2020オリンピック・パラリンピックの開催を見据え、国がバリアフリーのガイドラインを改正していることを受けて、本市でも「施設整備マニュアル」等を見直します。	
前 年 度	6,089万円	(1) 「福祉のまちづくり推進会議」の開催 (2) 福祉のまちづくり条例に基づく施策の検討 (3) 福祉のまちづくり普及啓発 (4) 条例対象施設についての事前協議・相談等	
差 引	△2,207万円	<b>2 高齢者・障害者等に配慮した路線バス整備事業 3,033万円</b> 誰もが乗降しやすいノンステップバスの導入を促進するため、導入に係る経費の一部を補助します。 民間事業者への補助 55台	
本年度の財源内訳	国	—	
	県	—	
	その他	5万円	
	市 費	3,877万円	

5	地域の見守り事業	<b>事業内容</b> <b>1 ごみ問題を抱えている人への支援事業 2,828万円</b> いわゆる「ごみ屋敷」対策条例に基づき、不良な生活環境の解消及び発生の防止を図ります。専門家の助言を得ながら取り組むなど、各区の対策連絡会議が中心となって、 <u>当事者に寄り添い、福祉的支援を重視した対策を実施します。また、解消した案件についても地域や関係機関と連携し、再発防止に取り組みます。</u>	
本 年 度	5,345万円	<b>2 ひとり暮らし高齢者「地域で見守り」推進事業〈拡充〉 1,760万円</b> 在宅で75歳以上のひとり暮らし高齢者について、本市が保有する個人情報をもとに民生委員及び地域包括支援センターへ提供し、相談支援や地域における見守り活動等につなげます。 <u>また各区の実情に応じて、ひとり暮らし世帯だけでなく、高齢者のみで構成される世帯も対象にできるよう、準備を進めます。</u>	
前 年 度	5,322万円	<b>3 地域の見守りネットワーク構築支援事業 757万円</b> 地域の見守り体制を構築するため、地域主体の見守り活動の活動費を助成するとともに、継続的な支援が必要な地区に対して、活動費と拠点の取組に要する費用を助成します。	
差 引	23万円		
本年度の財源内訳	国	500万円	
	県	—	
	その他	6万円	
	市 費	4,839万円	

# II 高齢者保健福祉の推進

## 介護保険制度関連事業の概要

介護保険事業費会計

### 1 介護保険給付 (12ページ：6番) 2,585億1,490万円

<p><b>在宅(居宅)サービス 1,240億602万円</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問介護</li> <li>・訪問入浴介護</li> <li>・訪問看護</li> <li>・訪問リハビリテーション</li> <li>・居宅療養管理指導</li> <li>・通所介護</li> <li>・通所リハビリテーション</li> <li>・短期入所生活介護</li> <li>・短期入所療養介護</li> <li>・特定施設入居者生活介護</li> <li>・福祉用具貸与</li> <li>・特定福祉用具販売</li> <li>・住宅改修</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護予防訪問介護 (※)</li> <li>・介護予防訪問入浴介護</li> <li>・介護予防訪問看護</li> <li>・介護予防訪問リハビリテーション</li> <li>・介護予防居宅療養管理指導</li> <li>・介護予防通所介護 (※)</li> <li>・介護予防通所リハビリテーション</li> <li>・介護予防短期入所生活介護</li> <li>・介護予防短期入所療養介護</li> <li>・介護予防特定施設入居者生活介護</li> <li>・介護予防福祉用具貸与</li> <li>・特定介護予防福祉用具販売</li> <li>・介護予防住宅改修</li> </ul>	<p><b>地域密着型サービス 413億8,294万円</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定期巡回・随時対応型訪問介護看護</li> <li>・夜間対応型訪問介護</li> <li>・認知症対応型通所介護</li> <li>・小規模多機能型居宅介護</li> <li>・認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム)</li> <li>・地域密着型特定施設入居者生活介護</li> <li>・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護</li> <li>・看護小規模多機能型居宅介護</li> <li>・地域密着型通所介護</li> </ul>
<p>※介護予防訪問介護・介護予防通所介護は、下記2地域支援事業における「介護予防・日常生活支援総合事業」の介護予防・生活支援サービス事業に移行</p>		<p><b>予防給付 &lt;要支援者対象&gt; (再掲) 47億5,835万円</b></p>
<p><b>施設サービス(介護保険3施設) 783億4,478万円</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)</li> <li>・介護老人保健施設</li> <li>・介護療養型医療施設/介護医療院</li> </ul>	<p><b>その他 147億8,116万円</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高額介護(予防)サービス費</li> <li>・高額医療合算介護(予防)サービス費</li> <li>・特定入所者介護 (予防) サービス費</li> <li>・審査支払手数料</li> </ul>	

### 2 地域支援事業 (13~15ページ) 148億633万円

<p><b>介護予防・日常生活支援総合事業 84億383万円 (13ページ：7番)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域づくり型介護予防事業</li> <li>・訪問支援事業</li> <li>・よこはまシニアボランティアポイント事業 (よこはま健康スタイル推進事業)</li> <li>・介護予防・生活支援サービス事業</li> </ul> <p>※上記1介護保険給付における「介護予防訪問介護・介護予防通所介護」が介護予防・生活支援サービス事業に移行</p>	<p><b>包括的支援事業 53億2,609万円 (14ページ：8番)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域包括支援センター運営費</li> <li>・ケアマネジメント推進事業</li> <li>・認知症初期集中支援等推進事業</li> <li>・生活支援体制整備事業</li> <li>・地域ケア会議推進事業</li> <li>・地域包括ケア推進事業</li> <li>・市民の意思決定支援事業 (エンディングノート等普及啓発)</li> <li>・在宅医療連携推進事業 (医療局予算：3億6,207万円)</li> </ul>	<p><b>任意事業 10億7,641万円 (15ページ：9番)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護給付費適正化事業</li> <li>・介護相談員派遣事業</li> <li>・地域で支える介護者支援事業 (認知症支援事業及び在宅高齢者虐待防止事業)</li> <li>・高齢者用市営住宅等生活援助員派遣事業</li> <li>・高齢者配食・見守り事業</li> <li>・成年後見制度利用支援事業</li> <li>・ねたきり高齢者等日常生活用具 (紙おむつ) 給付事業</li> <li>・介護サービス自己負担助成費</li> </ul>
---	---	--

### 3 その他事務費 95億1,022万円

<p>・職員人件費 ・保険運営費 ・計画策定・管理費 ・要介護認定等事務費 等</p>
---

### 4 介護保険外サービス (16ページ：10番) 6億8,201万円

<ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症支援事業</li> <li>・ねたきり高齢者等日常生活用具 (あんしん電話) 貸与事業</li> <li>・外出支援サービス事業</li> <li>・高齢者等住環境整備事業等</li> <li>・中途障害者支援事業</li> </ul>
---

### 5 低所得者の利用者負担助成事業 (18ページ：13番) 1億6,397万円

<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉法人による利用者負担軽減【一般会計】</li> <li>・介護サービス自己負担助成費【介護保険事業費会計 (再掲)】</li> </ul>
---

一般会計/介護特会(再掲)

## 地域包括ケアシステム構築に向けて

団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、介護・医療・介護予防・生活支援・住まいが一体的に提供される『地域包括ケアシステム』の構築を進めます。

平成30年度からスタートする「よこはま地域包括ケア計画（第7期横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画）」に基づき、2025年問題の解決に向けて、具体的に取り組みます。

### 2025年の目指す将来像

**地域で支え合いながら、介護・医療が必要になっても安心して生活でき、  
高齢者が自らの意思で自分らしく生きることができる**

※第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

### 第7期計画における地域包括ケアシステム構築に向けた主要事業

#### I 地域共生社会の実現に向けた**地域づくり**を目指して ～介護予防・生活支援・社会参加～

- ・地域づくり型介護予防事業 [13ページ 7番] 7,089万円
- ・よこはまシニアボランティアポイント事業 [13ページ 7番] 8,238万円
- ・生活支援体制整備事業 [14ページ 8番] 9億8,779万円

#### II 地域生活を支える**サービスの充実と連携強化**を目指して ～在宅介護・在宅医療、多職種連携～

- ・地域密着型サービス事業所開設準備補助事業 [18ページ 14番] 1億9,685万円
- ・在宅医療連携推進事業 3億6,207万円（医療局事業）
- ・市民の意思決定支援事業（エンディングノート等普及啓発） [14ページ 8番] 883万円

#### III **認知症**にやさしい地域を目指して

- ・地域で支える介護者支援事業（見守りツール等） [15ページ 9番] 1,106万円
- ・認知症支援事業（認知症対応力向上研修等） [16ページ 10番] 6,530万円
- ・認知症初期集中支援等推進事業 [14ページ 8番] 1億3,758万円

#### IV ニーズや状況に応じた**施設・住まい**を目指して

- ・特別養護老人ホーム整備事業 [19ページ 15番] 26億1,776万円
- ・地域密着型サービス事業所開設準備補助事業（再掲）（認知症高齢者グループホーム等）  
[18ページ 14番] 1億9,685万円
- ・高齢者施設・住まいの相談センター運営事業 [19ページ 15番] 4,421万円
- ・介護サービス自己負担助成事業費 [15ページ 9番] 1億4,122万円

#### V **安心の介護**を提供するために ～介護福祉人材の確保等～

- ・介護人材支援事業（住居借上支援等） [17ページ 12番] 1億1,938万円

#### VI 地域包括ケア実現のために

- ・地域包括ケア推進事業（圏域データ分析・活用に向けたシステム開発等）  
[14ページ 8番] 4,460万円

6	介護保険事業 (介護保険事業費会計)		<b>事業内容</b> 介護保険法、第7期介護保険事業計画等に基づき、被保険者の資格管理、保険料の徴収、要介護認定、保険給付、介護保険事業者に対する指導監査等を行います。
	本年度	2,828億3,145万円	<b>1 被保険者</b> (1) 第1号被保険者(65歳以上) 約91万人 (2) 第2号被保険者(40～64歳) 約131万人
	前年度	2,888億7,228万円	<b>2 要介護認定</b> 介護認定審査会の審査判定に基づき、各区で要介護認定を実施します。また、 <u>要介護認定事務の効率化に向けた検討を進めます。</u> 要介護認定者数 約16万7千人
差引	△60億4,083万円		<b>3 保険給付</b> 保険給付費 2,585億1,490万円 (1) 在宅介護サービス費 1,240億602万円 (2) 地域密着型サービス費 413億8,294万円 (3) 施設介護サービス費 783億4,478万円 (4) 高額介護サービス費等 147億8,116万円
本年度の財源内訳	国	587億240万円	<b>4 介護保険料(第1号被保険者)</b> (1) <u>保険料基準額</u> <月額換算>6,200円(30～32年度) (27～29年度5,990円) (2) 保険料軽減措置 ア 低所得者の保険料軽減 イ 低所得者減免
	県	395億9,225万円	
	第1号保険料	674億2,189万円	
	第2号保険料	719億9,198万円	
	その他	61億7,797万円	
市費	389億4,496万円		

(3) 段階別保険料

段階	割合	対象者	保険料年額(月額)
第1段階	0.40	生活保護受給者・老齢福祉年金受給者・中国残留邦人等支援給付対象者	29,760円(月2,480円)
第2段階	0.40	本人、世帯とも 市民税非課税者	(うち本人年金80万円以下等の者) 29,760円(月2,480円)
第3段階	0.60		(うち本人年金120万円以下等かつ第2段階を除く者) 44,640円(月3,720円)
第4段階	0.65	(うち第2段階・第3段階を除く者)	48,360円(月4,030円)
第5段階	0.90	本人市民税非課税 世帯市民税課税者	(うち本人年金80万円以下等の者) 66,960円(月5,580円)
<b>第6段階</b>	<b>1.00(基準額)</b>	(うち第5段階を除く者)	<b>74,400円(月6,200円)</b>
<b>第7段階</b>	<b>1.07</b>	(合計所得金額等120万円未満の者)	<b>79,600円(月6,630円)</b>
第8段階	1.10	(合計所得金額等120万円以上160万円未満の者)	81,840円(月6,820円)
第9段階	1.27	(合計所得金額等160万円以上250万円未満の者)	94,480円(月7,870円)
第10段階	1.55	(合計所得金額等250万円以上350万円未満の者)	115,320円(月9,610円)
第11段階	1.69	(合計所得金額等350万円以上500万円未満の者)	125,730円(月10,470円)
第12段階	1.96	市民税課税者	(合計所得金額等500万円以上700万円未満の者) 145,820円(月12,150円)
第13段階	2.28	(合計所得金額等700万円以上1,000万円未満の者)	169,630円(月14,130円)
第14段階	2.60	(合計所得金額等1,000万円以上1,500万円未満の者)	193,440円(月16,120円)
<b>第15段階</b>	<b>2.80</b>	(合計所得金額等1,500万円以上2,000万円未満の者)	<b>208,320円(月17,360円)</b>
<b>第16段階</b>	<b>3.00</b>	(合計所得金額等2,000万円以上の者)	<b>223,200円(月18,600円)</b>

7	〔地域支援事業〕 介護予防・日常生活支援総合事業 (介護保険事業費会計)  ※6「介護保険事業」の再掲		<b>事業内容</b> 要介護状態の予防と自立に向けた支援及び多様な生活支援が提供される地域をつくることを基本的な考え方として、介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」）を実施します。  <b>1 地域づくり型介護予防事業 7,089万円</b> (1) 介護予防普及啓発事業 健康づくりと連携した介護予防普及イベントの開催、啓発媒体の作成・配布、講演会等の開催を通して普及啓発を促進します。 (2) 地域介護予防活動支援事業 地域の介護予防活動グループの活性化や住民の立場で介護予防を広める人材の育成・支援をします。 (3) 元気づくりステーション事業 介護予防を目的とした自主グループ「元気づくりステーション」の新規立ち上げ、活動の活性化等の支援を行います。身近な場所で誰もが継続的に介護予防に取り組めるよう活動を広げます。 (4) 一般介護予防事業評価事業 高齢者の状況を把握・分析し、介護予防の効果的な要因を探ります。地域特性を踏まえた事業を、検討・実施していきます。 (5) 地域リハビリテーション活動支援事業 リハビリテーション専門職を元気づくりステーションなどの地域グループや地域ケア会議などに派遣し、介護予防の推進を図ります。
	本年度	84億383万円	
	前年度	98億4,726万円	
	差引	△14億4,343万円	
本年度の財源内訳	国	18億6,824万円	
	県	10億1,526万円	
	第1号保険料	20億3,052万円	
	第2号保険料	21億9,296万円	
	その他	55万円	
	市費	12億9,630万円	
<b>2 訪問支援事業 1億5,157万円</b> 心身の状況等の理由により閉じこもり傾向の方等を対象に保健師・嘱託訪問看護師が訪問を行うなど、介護予防や自立に向けた支援を行います。			
<b>3 よこはまシニアボランティアポイント事業〈拡充〉 8,238万円</b> 元気な高齢者が介護施設等でボランティア活動を行うことにより、ポイントがたまり、ポイントに応じて寄附又は換金することができる制度です。これにより、高齢者の介護予防や社会参加を通じた生きがいを促進します。 引き続き登録者を増やすための取り組みを進めるほか、身近な地域で活動できる場を増やすため、 <u>対象を住民主体による支援を行う団体等に対する補助事業(サービスB等)の交付団体の活動にも拡大します。</u> (30年度末見込：登録者数 19,859人 受入か所数 572か所)			
<b>4 介護予防・生活支援サービス事業 80億9,899万円</b> 介護保険の要支援認定を受けた方等を対象に提供します。横浜市訪問介護相当サービス、横浜市通所介護相当サービス、人員基準を緩和した横浜市訪問型生活援助サービス(サービスA)に加え、29年10月から有償・無償のボランティア等により提供される住民主体による支援を行う団体等に対する補助事業(サービスB等)を開始しました。 多様なサービスを充実することにより、効果的かつ効率的な支援を実施します。			

8	〔地域支援事業〕 包括的支援事業 (介護保険事業費会計) ※6「介護保険事業」の再掲		<b>事業内容</b> 住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、福祉保健サービス等の総合的な利用の相談・調整等を行う「地域包括支援センター」の設置、運営を行います。 また、生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図ります。
	本年度	53億2,609万円	<b>1 地域包括支援センター運営費</b> (30年度末 設置数：141か所) <b>37億8,020万円</b> 保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーなどの専門的な職員を圏域高齢者人口に応じて配置し、次の事業を行います。 (1) 高齢者や家族に対する総合的な相談・支援、権利擁護 (2) 支援困難な方への対応、関係機関とのネットワーク構築、ケアマネジャーへの支援 (3) 自立に向けた介護予防ケアプランの作成など(介護予防ケアマネジメント)
	前年度	52億1,046万円	<b>2 ケアマネジメント推進事業等</b> <b>502万円</b> ケアマネジャーや地域包括支援センター職員に対して、研修等の支援を行うことにより、ケアマネジメントの質の確保、向上を図ります。 また、高齢者支援の充実と社会基盤整備を同時に進める、地域ケア会議を開催します。
	差引	1億1,563万円	
本年度の財源内訳	国	20億3,117万円	
	県	10億1,558万円	
	第1号保険料等	12億1,343万円	
	市費	10億6,591万円	
医療局予算 3億6,207万円含む			
			<b>3 認知症初期集中支援等推進事業〈拡充〉</b> <b>1億3,758万円</b> 早期診断・早期対応に向けた支援体制の強化のため、「 <u>認知症初期集中支援チーム</u> 」を新たに2区に設置し、全区に拡大します。医療や介護等の複数の専門職から構成されるチームが、認知症の人や家族に対する初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活へのサポートを行います。(30年度末 設置数：18区)
			<b>4 生活支援体制整備事業</b> <b>9億8,779万円</b> 区社会福祉協議会と地域ケアプラザ等に配置した「生活支援コーディネーター」を中心に、高齢者の生活支援・介護予防・社会参加が充実した地域づくりを支援します。
			<b>5 地域包括ケア推進事業〈拡充〉</b> <b>4,460万円</b> (1) <u>医療局のデータベースシステムと連携し、日常生活圏域ごとに介護データを分析・活用するためのシステムを新たに構築します。</u> (2) 経済局と連携し、介護現場の課題解決や負担軽減につながる民間企業の技術の導入支援を進めます。 (3) 本人や家族が退院後のケアの見通しを立てやすくする支援策として、「 <u>医療・介護連携ケアパス</u> 」(介護サービス等のガイドの作成・活用方法)を検討します。
			<b>6 市民の意思決定支援事業(エンディングノート等普及啓発)〈新規〉</b> <b>883万円</b> 市民一人ひとりが自らの意思で生き方を選択し、人生の最期まで自分らしく生きることができるよう、 <u>エンディングノートを作成し、活用のための講座を開催します。</u>

9	〔地域支援事業〕 任意事業 (介護保険事業費会計)  ※6「介護保険事業」の再掲		<b>事業内容</b> 高齢者の在宅生活を支援するため、生活援助員の派遣による生活相談や紙おむつの給付等、地域の実情に応じた必要な支援を行います。 あわせて給付費不適正請求の防止等に取り組みます。
	本年度	10億7,641万円	<b>1 介護給付費適正化事業</b> <span style="float:right">3,474万円</span> 給付実績をチェックするとともに事業者指導を強化し、不適正請求を防止します。また、給付費通知を送付し、介護サービスの適正な利用を呼びかけるとともに架空請求等不適正な請求の発見・抑制を図ります。
	前年度	9億8,885万円	
	差引	8,756万円	
本年度の財源内訳	国	3億8,389万円	<b>2 介護相談員派遣事業</b> <span style="float:right">2,149万円</span> 利用者の生活の場である認知症高齢者グループホームや特別養護老人ホーム、介護老人保健施設に介護相談員を派遣し、相談活動を通じて利用者との施設との橋渡しを行うことによりサービスの質の向上を図ります。
	県	1億9,194万円	
	第1号保険料等	2億3,624万円	
	市費	2億6,434万円	
			<b>3 地域で支える介護者支援事業〈拡充〉</b> <span style="float:right">1,106万円</span> 認知症の人を介護する家族の介護負担を軽減するため、介護者のつどい等の介護者支援を行うとともに、認知症への理解や高齢者虐待防止を進めるための普及啓発を行います。また、 <u>認知症の人の行方不明時の早期発見と身元不明対策を目的とした見守りツールの作成や高齢者虐待防止・早期発見のため、関係機関の連携を推進します。</u>
<b>4 高齢者用市営住宅等生活援助員派遣事業〈拡充〉</b> <span style="float:right">3億6,868万円</span> 高齢者用市営住宅等の入居者の在宅生活を支援するため、生活援助員を派遣し、生活相談及び安否確認、緊急時対応などを行います。また、 <u>市営ひかりが丘住宅に加えて、高齢化率が高く福祉的対応が必要な公営住宅（4か所）に生活援助員を派遣します。</u>			
<b>5 高齢者配食・見守り事業</b> <span style="float:right">7,891万円</span> ひとり暮らしの中重度要介護者等に対し、訪問による食事の提供と安否確認を行い、自立した在宅生活を送ることができるよう支援します。			
<b>6 成年後見制度利用支援事業〈再掲(P7)〉</b> <span style="float:right">1億317万円</span> 制度利用のための申立て費用や後見人等への報酬の負担が困難な場合に、その費用を助成します。申立て費用については、区長が申立てを行った人のみが対象です。			
<b>7 ねたきり高齢者等日常生活用具(紙おむつ)給付事業</b> <span style="float:right">3億1,714万円</span> 介護保険の要介護者に該当し、ねたきり又は認知症の状態にある市民税非課税世帯の方を対象に、紙おむつを給付します。			
<b>8 介護サービス自己負担助成費〈拡充〉</b> <span style="float:right">1億4,122万円</span> 低所得の方が対象サービスを利用する場合、利用料や居住費等の一部を助成します。 <u>認知症高齢者グループホームの居住費等に対する助成額を一部引き上げます。</u> (13 低所得者の利用者負担助成事業 参照)			

10	介護保険外サービス	事業内容 介護保険外の事業として、在宅の要援護高齢者等を対象に必要なサービスを提供します。 <b>1 認知症支援事業〈拡充〉 6,530万円</b> 認知症に関する相談、認知症サポーター等の養成を行います。 <u>認知症対応力向上研修を拡充するとともに、若年性認知症支援コーディネーターを配置します。</u> 認知症疾患医療センターを中心に、認知症医療・介護連携を推進します。 <b>2 ねたきり高齢者等日常生活用具（あんしん電話）貸与事業 1,854万円</b> ひとり暮らし高齢者等を対象に、あんしん電話（緊急通報装置）を貸与します。 <b>3 外出支援サービス事業 6,578万円</b> 外出が困難な在宅高齢者等に対し、利用者の居宅から医療機関等までの送迎を行い、在宅生活を支援します。 <b>4 高齢者等住環境整備事業等 1億2,418万円</b> 要介護・要支援認定を受けた在宅高齢者等に対し、身体、生活状況に合わせた住宅改造の助言、費用の助成等を行います。 <b>5 中途障害者支援事業 4億821万円</b> 脳血管疾患の後遺症等による中途障害者の地域での社会参加と自立を支援する「中途障害者地域活動センター」運営費の補助等を行います。	
本年度	6億8,201万円		
前年度	6億9,487万円		
差引	△1,286万円		
本年度の財源内訳	国	5,776万円	
	県	2,090万円	
	その他	1,200万円	
	市費	5億9,135万円	

11	高齢者の社会参加促進	事業内容 高齢者が健康でいきいきと生きがいを持って活躍できるよう、社会参加促進事業を進めます。 <b>1 敬老特別乗車証交付事業 116億2,286万円</b> 高齢者の社会参加を支援するため、70歳以上の市民で希望される方に敬老特別乗車証を交付します。 <u>交付者数の増加に伴い、市費負担により事業費を増額します。</u> <b>2 老人クラブ助成事業 2億9,400万円</b> 新規老人クラブ設立の推進、活動の活性化を図るため、会員数に応じた助成を行います。 <b>3 いきいきシニア地域貢献モデル事業 2,416万円</b> 地域社会で高齢者が活躍できる仕組みづくりに向けモデル事業を金沢区・港北区の2か所で行います。 <b>4 高齢者のための優待施設利用促進事業 1,299万円</b> 「濱ともカード」が利用できる新たな協賛施設・店舗の拡充を図ります。 <b>5 全国健康福祉祭参加事業等 3,008万円</b> ねんりんピック富山2018の大会に参加し、交流の輪を広げ、長寿社会づくりに貢献します。 <b>6 セカンドSTEPプロモーション事業〈新規〉 139万円</b> <u>定年退職を迎える世代を対象に、元気な高齢者向け施策の利用方法など、役立つ情報を発信します。</u>	
本年度	119億8,548万円		
前年度	112億1,356万円		
差引	7億7,192万円		
本年度の財源内訳	国	1億3,441万円	
	県	—	
	その他	19億12万円	
	市費	99億5,095万円	

12	介護人材支援事業		<b>事業内容</b> 増大する介護ニーズに対応し、質の高いサービスを安定的に提供するため、①新たな介護人材の確保、②介護人材の定着支援、③専門性の向上を3本柱として総合的に取り組みます。
本年度	1億1,938万円		<b>1 新たな介護人材の確保〈拡充〉 6,994万円</b> 新たな介護人材を確保するため、介護人材の裾野の拡大、将来の介護人材への支援を進めます。 (1) 資格取得・就労支援事業 介護職員初任者研修の受講と市内介護施設等での就労を一体的に支援します。 (2) 介護施設就職相談会事業 (3) 介護人材就業セミナー等支援事業 <u>(4) 高校生向け介護職への就職準備支援事業〈拡充〉</u> 介護施設での有給職業体験プログラムを通じて、介護職のやりがいや魅力を伝えるとともに、学生向けにアレンジした介護職員初任者研修の受講により、市内の介護施設等への就職を支援します。 (5) 介護職イメージアップ啓発事業 <u>(6) 海外からの介護人材調査事業〈新規〉</u> <u>海外からの積極的な介護人材の受け入れに向けた調査等を実施します。</u>
前年度	6,157万円		
差引	5,781万円		
本年度の財源内訳	国	—	<b>2 介護人材の定着支援〈拡充〉 3,896万円</b> 介護職員の定着を支援するため、働きやすい職場づくりや介護職員の負担軽減に向けた取組を支援をします。 (1) 介護に役立つ日本語研修事業 <u>〈拡充〉</u> 介護施設で働く在留外国籍市民や外国につながる市民を対象に日本語学習の支援を通年でを行い、動画配信による研修もあわせて実施します。 (2) EPA介護福祉士候補生支援事業 <u>(3) 高齢者雇用を伴う介護ロボット等導入支援事業〈新規〉</u> 介護人材不足に対応するため、高齢者雇用を条件に介護ロボット等の福祉機器導入を支援します。
	県	1億1,333万円	
	社会福祉基金	605万円	
	市費	—	
<u>(7) 外国人留学生受入支援事業〈新規〉【基金】</u> <u>海外から介護福祉士を目指して来日する留学生を対象に、日本語学校の学費等を補助し、介護の仕事や日常生活等の支援を実施します。(20名)</u>			
<u>(8) 住居借上支援事業〈新規〉</u> <u>新たに介護職員となる人(海外から来日する人を含む)等を対象に、大規模団地の空き室を活用し、地域活動への参加を条件に住居費の補助を実施します。(100名)</u>			
<b>3 専門性の向上〈拡充〉 1,048万円</b> 介護現場の中核を担う人材を育成するとともに、各種専門性向上のための研修実施や多職種との連携などにより、介護人材の専門性向上を推進します。 (1) 地域包括ケア実現を担う人材育成事業(質の向上セミナー) <u>(2) 経営者向け研修〈新規〉</u> <u>介護施設の経営者層向けに、人材育成など、経営マネジメントの研修を行います。</u>			

13	低所得者の利用者負担助成事業		<b>事業内容</b> 介護保険サービス等の利用にあたり、低所得者の方に対し、負担軽減のため利用料等を助成します。
本年度	1億6,397万円		<b>1 社会福祉法人による利用者負担軽減 2,275万円</b> 社会福祉法人が、低所得で特別養護老人ホーム等の利用料の負担が困難な方に対し、利用料を軽減した場合、法人が負担した金額の一部を助成します。 助成予定対象者数 818人
前年度	1億813万円		
差引	5,584万円		
本年度の財源内訳	国	2,661万円	
	県	2,874万円	
	第1号保険料	1,590万円	
	市費	9,272万円	
			<b>2 介護サービス自己負担助成費〈拡充〉〈再掲(P15)〉 1億4,122万円</b> 所得や資産等が一定の基準に該当する方に対して、在宅サービスやグループホームを利用する際の利用者負担、グループホームの居住費等及び特別養護老人ホーム等のユニット型個室の居住費について、利用者負担の一部を助成します。 <u>認知症高齢者グループホームの居住費等に対する助成額を一律29,800円から、第1・第2段階を55,000円へ第3段階を30,000円へ引き上げます。</u> 助成予定対象者数 (1) 在宅サービス助成 1,300人 (2) グループホーム助成 151人 (3) 施設居住費助成 50人

14	地域密着型サービス推進事業		<b>事業内容</b> 高齢者が要介護状態となっても、可能な限り住み慣れた地域で生活が続けることができるように、地域密着型サービス事業所の整備を進めるとともに、適切なサービス利用がされるよう、サービスの普及促進を図ります。 また、サービスの質の確保及び向上を図るため、事業者向けセミナーの開催等により運営支援を行います。
本年度	3億3,972万円		<b>1 地域密着型サービス事業所整備及び消防用設備設置等事業 1億3,716万円</b> (1) 認知症高齢者グループホーム整備費補助 1か所 (2) 消防用設備設置費等補助 23か所 (3) 防災改修 3か所
前年度	11億444万円		
差引	△7億6,472万円		
本年度の財源内訳	国	5,244万円	
	県	2億2,412万円	
	その他	5,320万円	
	市費	996万円	
			<b>2 地域密着型サービス事業所開設準備補助事業 1億9,685万円</b> (1) 開設経費補助 18か所
			<b>3 地域密着型サービス事業所運営推進事業 571万円</b> (1) サービス普及促進(事例発表会、広報紙作成) (2) 事業者向けセミナー等の開催 (3) 自立支援に資する効果的な機能訓練等を実施している事業所を対象とした表彰制度の創設

15	施設や住まいの整備等の推進		<b>事業内容</b> <b>1 特別養護老人ホーム整備事業 26億1,776万円</b> 介護需要の増大に対応するため、施設整備に対する助成を行うとともに、国有地を活用して整備促進を図ります。また、30年度に、サテライト型も含めた600人分程度の事業者を公募します。(32年度完成予定) <u>その他、ショートステイの本入所転換などを行います。</u>																																									
本年度	46億2,391万円		<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名(仮称)</th> <th>建設地</th> <th>建設運営法人</th> <th>定員(ショート)</th> <th rowspan="4">整備数 累計 30年度末 16,013人分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日野フェニックス</td> <td>港南区日野六丁目</td> <td>同慶会</td> <td>130(10)人</td> </tr> <tr> <td>ひまわり</td> <td>港南区日野南三丁目</td> <td>育生会</td> <td>170(10)人</td> </tr> <tr> <td colspan="3">2か所 300人分(年度末増分)</td> <td>300(20)人</td> </tr> <tr> <td>白梅野毛山ホーム</td> <td>西区老松町</td> <td>白梅福祉会</td> <td>90(10)人</td> </tr> <tr> <td>わかたけ南</td> <td>南区山谷</td> <td>若竹大寿会</td> <td>150(10)人</td> </tr> <tr> <td>泥亀若草ホーム</td> <td>金沢区泥亀二丁目</td> <td>神奈川県済生会</td> <td>110(10)人 増分40(3)人</td> <td>移転 新築</td> </tr> <tr> <td colspan="3">3か所 280人分(年度末増分)</td> <td>280(23)人</td> </tr> <tr> <td colspan="3">特養建設費補助 5か所 580人分</td> <td>580(43)人</td> </tr> </tbody> </table>				施設名(仮称)	建設地	建設運営法人	定員(ショート)	整備数 累計 30年度末 16,013人分	日野フェニックス	港南区日野六丁目	同慶会	130(10)人	ひまわり	港南区日野南三丁目	育生会	170(10)人	2か所 300人分(年度末増分)			300(20)人	白梅野毛山ホーム	西区老松町	白梅福祉会	90(10)人	わかたけ南	南区山谷	若竹大寿会	150(10)人	泥亀若草ホーム	金沢区泥亀二丁目	神奈川県済生会	110(10)人 増分40(3)人	移転 新築	3か所 280人分(年度末増分)			280(23)人	特養建設費補助 5か所 580人分			580(43)人
施設名(仮称)	建設地	建設運営法人					定員(ショート)	整備数 累計 30年度末 16,013人分																																				
日野フェニックス	港南区日野六丁目	同慶会					130(10)人																																					
ひまわり	港南区日野南三丁目	育生会					170(10)人																																					
2か所 300人分(年度末増分)			300(20)人																																									
白梅野毛山ホーム	西区老松町	白梅福祉会	90(10)人																																									
わかたけ南	南区山谷	若竹大寿会	150(10)人																																									
泥亀若草ホーム	金沢区泥亀二丁目	神奈川県済生会	110(10)人 増分40(3)人	移転 新築																																								
3か所 280人分(年度末増分)			280(23)人																																									
特養建設費補助 5か所 580人分			580(43)人																																									
前年度	43億1,619万円																																											
差引	3億772万円																																											
本年度の財源内訳	国	4,830万円																																										
	県	10億4,886万円																																										
	その他	4,305万円																																										
	市費	34億8,370万円																																										
			<b>2 養護老人ホーム整備事業 12億444万円</b> 老朽化等の課題に対応するため、公立ホーム(恵風ホーム)の代替施設として、民設民営による新名瀬ホーム(仮称)の整備を進めます。																																									
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名(仮称)</th> <th>建設地</th> <th>建設運営法人</th> <th>定員</th> <th>開所予定</th> <th>H30事業スケジュール</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新名瀬ホーム</td> <td>戸塚区名瀬町</td> <td>朋光会</td> <td>120人</td> <td>30年度</td> <td>工事・しゅん工</td> </tr> </tbody> </table>				施設名(仮称)	建設地	建設運営法人	定員	開所予定	H30事業スケジュール	新名瀬ホーム	戸塚区名瀬町	朋光会	120人	30年度	工事・しゅん工																										
施設名(仮称)	建設地	建設運営法人	定員	開所予定	H30事業スケジュール																																							
新名瀬ホーム	戸塚区名瀬町	朋光会	120人	30年度	工事・しゅん工																																							
			<b>3 高齢者施設・住まいの相談センター運営事業(拡充) 4,421万円</b> 特別養護老人ホームの入所申込の一括受付や高齢者の施設・住まいに関するサービス情報を一元的に集約し、個別相談・情報提供を行う「高齢者施設・住まいの相談センター」に対し、運営費を補助します。また、 <u>入所申込者に対して電話等によるアプローチを行う「施設のコンシェルジュ」を増員し、個々の高齢者の状況に応じたサービスの選択を積極的に支援します。</u>																																									
			<b>4 特別養護老人ホーム等医療対応促進助成事業 3億6,564万円</b> 医療的ケアが必要な方を多く受け入れている特別養護老人ホーム・短期入所生活介護事業所に対し、運営支援として助成金を交付し、医療的ケアが必要な方の受入を促進します。																																									
			<b>5 特別養護老人ホーム等開設準備経費補助事業等 3億4,376万円</b> 特別養護老人ホーム等の開設に向けた体制整備の支援や有料老人ホーム消防設備設置等に係る経費の一部補助を行います。																																									
			<b>6 ユニットケア・感染症対策研修事業(拡充) 302万円</b> <u>利用者一人ひとりの個性や生活リズムに沿った介護を行うユニットケアの充実や高齢者施設内での感染症対策のための研修を実施します。</u>																																									
			<b>7 特別養護老人ホーム等災害時応急備蓄物資整備事業(拡充) 3,512万円</b> 災害時において在宅要援護者を受け入れるため、福祉避難所として協定を締結した老人福祉施設等に対し、応急的に必要な食糧・飲料水、生活必需品等の備蓄物資を配付します。また、 <u>特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設について、受入人数の拡充を図るとともに、新たに段ボールベッド等を配付し、長期の避難生活に備えます。</u>																																									
			<b>8 よこはま多世代・地域交流型住宅事業 996万円</b> 高齢者が介護を必要とするようになっても子育て世代などとともに地域で安心して住み続けられるよう、引き続き公有地及び民有地を活用した「よこはま多世代・地域交流型住宅」の整備の検討を進めます。																																									

# III 障害者施策の推進

## ～障害福祉主要事業の概要～

### 1 障害者総合支援法に基づく主な事業

障害者への福祉サービスの基本的な内容は、障害者総合支援法に規定されており、国が定める基準に基づき個別に支給決定が行われる「自立支援給付」と、市町村等が地域の特性や利用者の状況に応じて、給付の基準や内容を定める「地域生活支援事業」によって構成されています。

事業種別	本市事業名	
自立支援給付関連	障害福祉サービス費等 (介護給付、訓練給付) 計画相談支援給付費等 自立支援医療費等 補装具費 高額障害福祉サービス等給付費	本市事業名 居宅介護事業、障害者地域活動ホーム運営事業【事業概要16】 障害者施設等自立支援給付費【事業概要20】 障害者グループホーム設置運営事業【事業概要21】 在宅障害児・者短期入所事業 計画相談事業【事業概要17】 更生医療事業【事業概要25】 医療給付事業 医療費公費負担事業 障害者施設等自立支援給付費【事業概要20】 生活援護事業 高額障害福祉サービス費等償還事業

地域生活支援事業関連	事業内容
後見的支援推進事業【事業概要16】	障害のある方が安心して地域で暮らせるように、生活を見守る仕組みを、地域を良く知る社会福祉法人等と共に作っていきます。
地域活動支援センター (障害者地域作業所型・精神障害者地域作業所型) 【事業概要16】	障害者が地域の中で創作活動や生産的活動、社会との交流などを行う地域活動支援センター(障害者地域作業所型等)に対して助成を行います。
障害者自立生活アシスタント事業【事業概要16】	地域で生活する单身等の障害者に対し、地域活動ホーム、生活支援センター等に配置した専任の支援職員による支援を行い、地域生活の継続を図ります。
障害者相談支援事業【事業概要17】	計画相談の対象範囲を広げるとともに、障害者地域活動ホーム等に配置された専任職員が、障害者が地域で自立して暮らすために生活全般にわたる相談に対応します。
発達障害者支援体制整備事業【事業概要17】	発達障害児・者について、ライフステージに対応する支援体制を整備し、発達障害児・者の福祉の向上を図ります。 など

### 2 その他の主な事業

上記の障害者総合支援法に規定されている事業以外にも、本市が独自に企画した事業等を展開しています。(財源については、可能な限り国費・県費の導入をしています。)

その他の主な事業	事業内容
・多機能型拠点運営事業 ・障害者地域活動ホーム運営事業 ・精神障害者生活支援センター運営事業 【事業概要16】	常に医療的ケアが必要な在宅の重症心身障害児・者等を支援するため、診療、訪問看護、短期入所等のサービスを一体的に提供する「多機能型拠点」を運営します。また、在宅の障害児・者の支援拠点として、日中活動のほか、一時的な滞在等を提供する「障害者地域活動ホーム」を各区で運営します。各区に1館ある「精神障害者生活支援センター」では、精神障害者の自立生活を支援するため、精神保健福祉士による相談や居場所の提供等を行っています。
障害者差別解消推進事業【事業概要18】	障害者差別解消法、障害者差別解消の推進に関する取組指針等に基づいた事業を行います。
障害者就労支援事業【事業概要23】	障害者の就労支援を行う就労支援センターの運営費の助成を行います。また、障害者の就労の場の拡大等にも取り組みます。
障害者スポーツ・文化センター横浜ラポールの管理運営事業【事業概要24】	障害者のスポーツ・文化活動を推進するため、横浜ラポールを中心に活動を支援する人材の育成を進めるとともに、スポーツ用具の貸出を試行的に行います。
こころの健康対策【事業概要26】	依存症対策に関する普及啓発、相談対応や回復プログラムを実施します。また、自殺対策の充実に向け、関係機関や庁内関係部署との連携により総合的に取り組みます。このほか、措置入院者等の退院後の支援を行います。
精神科救急医療対策事業等【事業概要27】	神奈川県、川崎市、相模原市との協働体制のもと、受入協力医療機関の空床確保に必要な助成等を行います。 など

16	障害者の 地域生活支援		<b>事業内容</b> 在宅生活を支える地域の拠点を運営するとともに、本人の生活力を引き出す支援の充実を図ることで、障害者が地域で自立した生活を送れるよう、各事業を推進していきます。（ <b>あんしん</b> と表記している事業は、「将来にわたるあんしん施策」を含む事業です。）
本年度	222億3,966万円		<b>1 後見的支援推進事業</b> <b>あんしん</b> <b>6億1,511万円</b> 障害のある方が安心して地域で暮らせるように、生活を見守る仕組みを、地域を良く知る社会福祉法人等と共に作っていきます。（18区） <b>2 多機能型拠点運営事業</b> <b>あんしん</b> <b>1億9,413万円</b> 常に医療的ケアを必要とする重症心身障害児・者等の地域での暮らしを支援するため、訪問看護サービスや短期入所などを一体的に提供できる拠点を運営します。（3か所） <b>3 障害者地域活動ホーム運営事業</b> <b>56億747万円</b> 障害児・者の地域での生活を支援する拠点施設として生活支援事業や日中活動事業を行う「障害者地域活動ホーム」に、運営費助成等を行います。（41か所：社会福祉法人型18か所、機能強化型23か所）
前年度	218億495万円		
差引	4億3,471万円		
本年度の 財源内訳	国	66億7,643万円	
	県	33億3,842万円	
	その他	157万円	
	市費	122億2,324万円	
<b>4 精神障害者生活支援センター運営事業〈拡充〉</b> <b>あんしん</b> <b>9億7,235万円</b> 精神障害者の社会復帰、自立等を図るため、日常生活の支援や相談など地域包括ケアシステムの核となる精神障害者生活支援センターの運営費を助成します。 （指定管理方式（A型）9区、補助方式（B型）9区：合計18区） <u>また、各区におけるサービスの標準化を目的とした、B型の機能強化モデル事業を実施します（2区）。さらに、退院サポート事業の全区実施に向け、新たに3か所で実施します。（累計15区）</u>			
<b>5 地域活動支援センターの運営</b> <b>あんしん</b> <b>35億4,198万円</b> 在宅の障害者に通所による活動の機会を提供し、社会との交流を促進する施設に対して、その運営費を助成します。 （1）地域活動支援センター（障害者地域作業所型） 年度末見込み：93か所 （2）地域活動支援センター（精神障害者地域作業所型） 年度末見込み：61か所 地域活動支援センター → 障害福祉サービス事業所 計7か所移行予定 （20 障害者支援施設等自立支援給付費 参照）			
<b>6 障害者自立生活アシスタント事業</b> <b>あんしん</b> <b>2億9,884万円</b> 単身等の障害者が地域生活を継続できるよう、専門知識を有する自立生活アシスタントが、日常生活上の助言や24時間の緊急連絡体制を提供します。（累計39か所）			
<b>7 障害者ホームヘルプ事業</b> <b>110億578万円</b> （1）身体介護や家事援助等を必要とする障害児・者及び移動に著しい困難を有する視覚障害、知的障害、精神障害児・者に対し、ホームヘルプサービスを提供します。 （2）利用者見込 8,745人 総利用時間見込 255万8,617時間			
<b>8 医療的ケア児・者等支援促進事業〈新規〉</b> <b>あんしん</b> <b>400万円</b> <u>人工呼吸器等で医療的ケアが必要な障害児・者等の在宅生活を支援するため、関係局と連携し、医療・福祉・教育等の多分野にわたる調整を行うコーディネーターを養成します。</u>			

17	障害者の 相談支援	事業内容	
本年度	12億1,024万円	<b>1 障害者相談支援事業〈拡充〉 7億4,932万円</b> 基幹相談支援センター等にて身近な地域での相談から個別的・専門的な相談まで総合的に実施します。 また、 <u>居住支援のための緊急受入れや体験の機会の確保等を関係機関等と連携して行う、地域生活支援拠点の31年度からの全区実施に向けて、2区の基幹相談支援センター（社会福祉法人型地域活動ホーム）に、コーディネーターを配置し、モデル実施します。</u>	
前年度	10億883万円	<b>2 計画相談支援事業〈拡充〉 4億2,855万円</b> 障害福祉サービス等を利用する方に、サービス等利用計画の作成を含む相談支援を実施します。 さらに、 <u>計画相談支援の利用促進に向け、計画相談支援事業所が専門員を確保して給付費の加算を得られるようにするため、30年度限定で運営支援費を助成します。</u>	
差引	2億141万円	<b>3 発達障害者支援体制整備事業〔あんしん〕 3,237万円</b> 自閉症等、発達障害のある方の支援に困難を抱えている事業所に対し、発達障害者支援センターに配置した地域支援マネージャーによる訪問支援を行います。また、強度行動障害に対する支援力向上を図る研修を実施します。	
本年度の 財源内訳	国	4億1,834万円	
	県	2億916万円	
	その他	—	
	市費	5億8,274万円	

18	障害者差別解消・ 障害理解の推進	事業内容	
本年度	3,982万円	<b>1 市の通知に関する点字等対応の実施 889万円</b> 市民宛の通知について、視覚障害のある人からの申出に基づき、点字等による情報提供を行います。	
前年度	3,689万円	<b>2 啓発活動 706万円</b> 障害のある人とない人との交流を通じた啓発活動を市民主体の事業として展開し、その後方支援を行うほか、リーフレット配布等の普及啓発活動を行います。	
差引	293万円	<b>3 区役所窓口での手話通訳対応の実施〈拡充〉 1,384万円</b> 事前申し込みにより、手話通訳者の派遣を行うほか、以下の取組を通じて、手話通訳対応の充実を図ります。 (1) 手話通訳者のモデル配置（2区） (2) タブレット端末を活用した手話通訳対応（全区） <u>(3) 筆談ボードの設置（全区）〈新規〉</u>	
本年度の 財源内訳	国	868万円	<b>4 相談及び紛争防止等のための体制整備 〈拡充〉 817万円</b> <u>差別を受けた人に対して、差別の解消に向けた助言等を行うサポート業務を実施するほか、解決困難な事案のあっせんを行う調整委員会を運営します。</u>
	県	433万円	
	その他	—	
	市費	2,681万円	
		<b>5 障害者差別解消支援地域協議会の運営 186万円</b> 相談事例の共有や差別解消の課題等を協議するため、各分野の代表等で構成する協議会を運営します。	

19	障害者の移動支援		<b>事業内容</b> 障害者等の外出を促進するために、各事業を推進していきます。
	本年度	57億843万円	<b>1 移動情報センター運営等事業</b> <span style="border: 1px solid black; border-radius: 5px; padding: 2px;">あんしん</span> <b>1億4,252万円</b> 移動に困難を抱える障害者等からの相談に応じて情報提供を行うとともに、ガイドボランティア等の発掘・育成を行う移動情報センターを18区社会福祉協議会で運営します。全区における移動サービス情報の共有化を進め、相談支援体制の強化を図ります。
	前年度	55億8,318万円	
	差引	1億2,525万円	
本年度の財源内訳			
	国	7億5,870万円	<b>2 特別乗車券交付事業</b> <b>25億9,491万円</b> 市営交通機関、市内を運行する民営バス・金沢シーサイドラインを利用できる乗車券を交付します。 利用者負担額（年額） 1,200円（20歳未満600円）
	県	3億8,033万円	
	その他	6,377万円	
	市費	45億563万円	
<b>4 障害者ガイドヘルプ事業</b> <span style="border: 1px solid black; border-radius: 5px; padding: 2px;">あんしん</span> <b>19億3,802万円</b> 重度の肢体不自由、知的障害、精神障害のある障害児・者等が外出する際に、ヘルパーが付き添います。また、ガイドヘルパー等の資格取得のための研修受講料の一部助成などを行います。			<b>3 重度障害者タクシー料金助成事業</b> <span style="border: 1px solid black; border-radius: 5px; padding: 2px;">あんしん</span> <b>5億1,263万円</b> 公共交通機関の利用が困難な重度障害児・者に、福祉タクシー利用券を交付します。（助成額1枚500円、交付枚数 年84枚 〈1乗車で7枚まで使用可〉） ※人工透析へ週3回以上通う腎臓機能障害者は年168枚
<b>5 ガイドボランティア事業</b> <span style="border: 1px solid black; border-radius: 5px; padding: 2px;">あんしん</span> <b>5,757万円</b> 視覚障害や肢体不自由、知的障害、精神障害のある障害児・者等が外出する際に、ボランティアが付き添います。また、ガイドボランティア養成等の研修を行います。			
<b>6 タクシー事業者福祉車両導入促進事業〈拡充〉</b> <span style="border: 1px solid black; border-radius: 5px; padding: 2px;">あんしん</span> <b>1,956万円</b> 車いすに乗ったまま乗車できるユニバーサルデザインタクシー導入費用の一部を助成します。オリンピック・パラリンピック開催を背景とした、事業者からの導入希望台数の増加に対応し、市内におけるタクシー車両のバリアフリー化を促進します。			
<b>7 ハンディキャブ事業</b> <b>6,528万円</b> 車いすでの乗車が可能なハンディキャブ（リフト付車両）の運行サービス、車両の貸出及び運転ボランティアの紹介を行います。（運行車両6台・貸出車両2台）			
<b>8 障害者施設等通所者交通費助成事業</b> <b>3億5,624万円</b> 施設等への通所者及び介助者へ通所にかかる交通費を助成します。			<b>9 自動車運転訓練・改造費助成事業〈拡充〉</b> <span style="border: 1px solid black; border-radius: 5px; padding: 2px;">あんしん</span> <b>2,170万円</b> 中重度障害者が運転免許を取得する費用の一部や、重度障害児・者本人及び介護者が使用する自動車改造費・購入費の一部を助成します。また、 <u>自動車改造について、対象品目に、車いすをトランク等に収納する装置を追加します。</u>
<b>9 自動車運転訓練・改造費助成事業〈拡充〉</b> <span style="border: 1px solid black; border-radius: 5px; padding: 2px;">あんしん</span> <b>2,170万円</b> 中重度障害者が運転免許を取得する費用の一部や、重度障害児・者本人及び介護者が使用する自動車改造費・購入費の一部を助成します。また、 <u>自動車改造について、対象品目に、車いすをトランク等に収納する装置を追加します。</u>			

20	障害者支援施設等 自立支援給付費		<b>事業内容</b> 障害者総合支援法に基づき、施設に入所又は通所している障害者に対し、日常生活の自立に向けた支援や就労に向けた訓練等の障害福祉サービスを提供します。 <b>1 利用者数見込</b> 延べ12,825人 (月平均) <b>2 主な障害福祉サービス</b> (1) 施設入所支援 施設に入所している人に対し、夜間や休日に、入浴・排泄・食事の介護等を提供 (2) 生活介護 施設に入所又は通所している人に対し、日中に、入浴・排泄・食事等の介護や日常生活上の支援、創作的活動・生産活動の機会等を提供 (3) 就労移行支援 一般就労への移行に向けて、事業所内や企業における作業や実習、適性に応じた職場の開拓、就労後の職場定着のための支援等を提供 (4) 就労継続支援 就労や生産活動の機会や、一般就労に向けた支援を提供  地域活動支援センター → 障害福祉サービス事業所計7か所移行予定(16 障害者の地域生活支援 参照)
本 年 度	278億1,442万円		
前 年 度	258億2,567万円		
差 引	19億8,875万円		
本年度の 財源内訳	国	139億542万円	
	県	69億5,271万円	
	その他	—	
	市 費	69億5,629万円	

21	障害者グループホーム 設置運営事業		<b>事業内容</b> <b>1 設置費補助 2億4,395万円</b> 障害者プラン等に基づくグループホームの新設、老朽化等による移転等にかかる費用を助成します。  (1) 新設ホーム 44か所、移転ホーム 10か所 ※うち新設4か所は障害児施設18歳以上入所者(加齢児)移行相当分  (2) スプリンクラー設置補助 29か所 ※新設・移転ホーム分 24か所 既設ホーム分 5か所  <b>2 運営費補助等 146億2,820万円</b> グループホームにおける家賃、人件費等の一部を補助することで、運営、支援の強化等を図ります。 790か所(A型6、B型784)のうち新設 44か所  <b>3 高齢化・重度化対応事業 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">あんしん</span> 5,693万円</b> 医療的ケア等が必要となる入居者に対応するため、看護師等を配置する高齢化及び重度化対応グループホーム事業を実施します。また、既存ホームのバリアフリー改修に助成を行います。
本 年 度	149億2,908万円		
前 年 度	143億559万円		
差 引	6億2,349万円		
本年度の 財源内訳	国	57億7,241万円	
	県	28億6,489万円	
	その他	—	
	市 費	62億9,178万円	

22	障 害 者 の 整 備		事業内容 <b>1 障害者施設整備事業</b> <b>あんしん</b> <b>1億6,376万円</b> 障害者が地域において自立した日常生活を送るため必要な支援を提供する施設を整備する法人に対して助成を行います。 (1) 多機能型拠点（調査等） (2) 改修（大規模修繕） 1か所 (3) 特定資金償還金助成 社会福祉法人が施設整備のために借り入れた特定資金の償還に対して補助を行います。
本 年 度		2億2,364万円	
前 年 度		3億2,101万円	
差 引		△9,737万円	
本 年 度 の 財 源 内 訳	国	2,432万円	
	県	—	
	その他	1,061万円	
	市 費	1億8,871万円	<b>2 松風学園再整備事業〈新規〉</b> <b>3,300万円</b> 入居者の居住環境改善のため個室化等の設計を進めるとともに、同園敷地の一部を活用して入所施設を整備するため、基本構想に着手します。
			<b>3 障害者施設防犯対策強化事業</b> <b>2,688万円</b> 障害者施設での利用者の安全を確保するため、防犯カメラ、非常通報装置等の設置による防犯対策を実施します。 (障害者支援施設、障害福祉サービス事業所等 37か所)

23	障 害 者 の 就 労 支 援		事業内容 企業等への一般就労や福祉的就労を支援します。
本 年 度		3億4,086万円	<b>1 障害者就労支援センターの運営</b> <b>2億9,937万円</b> 障害者の就労・定着支援等を行う障害者就労支援センターの運営を行い、就労を希望している障害者への継続した支援を関係機関等と連携して行います。 また、就労支援センターの職員を対象とした研修により、人材育成を進めます。 ・障害者就労支援センターの運営 9か所
前 年 度		3億4,500万円	
差 引		△414万円	<b>2 障害者共同受注・優先調達推進</b> <b>2,356万円</b> よこはま障害者共同受注総合センターの運営等により、企業等から障害者施設への発注促進や自主製品の販路拡大などにかかる包括的なコーディネートを行います。
本 年 度 の 財 源 内 訳	国	—	
	県	—	
	その他	867万円	
	市 費	3億3,219万円	<b>3 障害者の就労促進</b> <b>1,793万円</b> 障害者や企業等を対象に障害者の就労・雇用への理解を広げるため、研修会等を実施するなどし、啓発をより一層進めます。

24	障害者のスポーツ・文化		<b>事業内容</b> <b>1 障害者スポーツ・文化活動南部方面拠点整備事業(30-31年度工事)〈拡充〉 1億1,350万円</b> <u>障害者スポーツ・文化活動の裾野の拡大に向け、ウイリング横浜用途廃止部分に南部方面拠点としてラポール上大岡を整備します。</u> <b>2 障害者スポーツ・文化センター横浜ラポールの管理運営事業〈拡充〉 あんしん 9億6,751万円</b> 障害者のスポーツ・文化活動の中核施設として聴覚障害者情報提供施設も含め指定管理により管理運営します。 (1) 障害者スポーツ指導者育成事業 競技や社会参加活動を支える人材育成を進めます。 (2) 障害者芸術活動支援ネットワーク構築事業 多様な文化芸術活動を支援するため、関係団体等のネットワーク化を進めます。 (3) 障害者スポーツ用具体験・レンタル事業 <u>〈新規〉【基金】</u> <u>競技用の電動車いす等の障害者スポーツ用具の体験会実施や用具の貸出しを試行的に実施します。</u> <b>3 ヨコハマ・パラトリエンナーレ事業 300万円</b> 2020年開催を目指す先駆的な舞台表現のパラトリエンナーレに向けて障害者の才能の発掘や活動を支える人材の育成を進めます。
本年度	10億8,401万円		
前年度	9億7,170万円		
差引	1億1,231万円		
本年度の財源内訳	国	8,200万円	
	県	3,196万円	
	その他	2,059万円	
	市費	9億4,946万円	

25	重度障害者医療費助成事業・更生医療事業		<b>事業内容</b> <b>1 重度障害者医療費助成事業 104億1,958万円</b> 重度障害者の医療費にかかる保険診療の自己負担分を助成します。 (1) 対象者 次のいずれかに該当する方 ア 身体障害1・2級 イ IQ35以下 ウ 身体障害3級かつIQ36以上IQ50以下 エ 精神障害1級(入院を除く) (2) 対象者数見込 ア 被用者保険加入者 14,009人 イ 国民健康保険加入者 17,018人 ウ 後期高齢者医療制度加入者 22,767人 計 53,794人 <b>2 更生医療給付事業 48億8,500万円</b> 身体障害者が障害の軽減や機能回復のための医療を受ける際の医療費の一部を公費負担します。 (1) 対象者 18歳以上の身体障害者手帳を交付されている方 (2) 対象者数見込 2,015人
本年度	153億458万円		
前年度	157億2,781万円		
差引	△4億2,323万円		
本年度の財源内訳	国	24億4,066万円	
	県	46億795万円	
	その他	16億1,550万円	
	市費	66億4,047万円	

26	こころの健康対策		事業内容 <b>1 自殺対策事業〈拡充〉</b> <b>3,172万円</b> 社会問題である自殺への対策として、関係機関や庁内関係部署との連携により総合的に推進します。 (1) 地域連携 講演会等での普及啓発や自殺のおそれがある人の早期発見・早期対応の中心的な役割を担う人材（ゲートキーパー）の養成研修等を行います。 (2) 自死遺族支援等 電話相談や分かち合いの場（集い）の実施を通して自死遺族の支援等を行います。 <u>(3) 自殺対策計画策定〈新規〉</u> 総合的な自殺対策のさらなる推進のため、自殺対策基本法で新たに都道府県・市町村に義務付けられた自殺対策計画を策定します。
本 年 度	7,215万円		<b>2 依存症対策事業〈拡充〉</b> <b>998万円</b> アルコールや薬物、ギャンブル等の依存症対策を推進するために、国が示した「依存症対策総合支援事業」等を踏まえ、 <u>家族支援等の充実や回復プログラム</u> などを実施します。 <b>3 措置入院者等の退院後支援〈拡充〉</b> <b>3,045万円</b> 措置入院者等の退院後支援計画作成及び支援、 <u>非常勤医師による退院後訪問や協議会開催等</u> を実施します。
前 年 度	5,720万円		
差 引	1,495万円		
本年度の財源内訳	国	932万円	
	県	1,387万円	
	その他	8万円	
	市 費	4,888万円	

27	精神科救急医療対策事業		事業内容 <b>1 精神科救急医療対策事業</b> <b>3億2,093万円</b> 県及び県内他政令市と協調体制のもと、緊急な精神科医療を必要とする方の受入協力機関の体制確保を行います。 (1) 精神科救急医療の受入体制 患者家族等からの相談や、精神保健福祉法に基づく申請・通報・届出に対応する体制を確保します。 (2) 精神科救急医療情報窓口 本人、家族及び関係機関からの相談に対し、病状に応じて適切な医療機関を紹介する情報窓口を夜間・深夜・休日に実施します。 (3) 精神科身体合併症転院受入病院（全3病院14床） 精神科病院に入院しており、身体疾患の治療が必要となった方の入院治療に対して、適切な医療機関での受入が可能な体制を確保します。
本 年 度	3億5,043万円		<b>2 精神科救急協力病院保護室整備事業</b> <b>あんしん</b> <b>2,950万円</b> 整備費の一部を補助することにより、保護室整備を促進し、精神科救急患者の受入状況を改善します。
前 年 度	3億895万円		
差 引	4,148万円		
本年度の財源内訳	国	3,851万円	
	県	—	
	その他	13万円	
	市 費	3億1,179万円	

## IV 生活基盤の安定と自立の支援

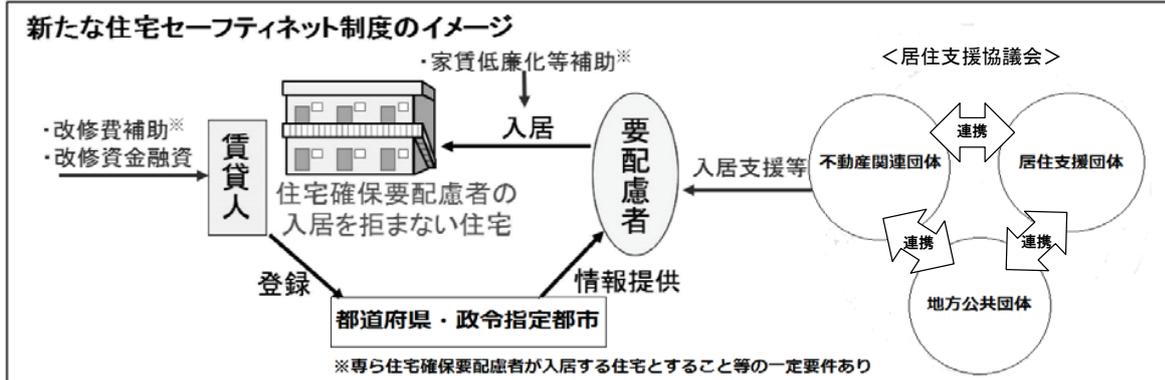
28	生活保護・生活困窮者自立支援事業	<p><b>事業内容</b></p> <p>本市におけるセーフティネット施策を充実させるために、生活保護における自立支援の取組及び、生活困窮者自立支援制度をさらに拡充し、一体的な実施を進めていきます。</p> <p><b>1 生活保護費（法定分） 1,298億2,481万円</b></p> <p>生活困窮者に対し、国の定める基準によりその困窮の程度に応じて、生活・教育・住宅・医療・介護・出産・生業・葬祭の8種類の扶助費、就労自立給付金、施設事務費を支給します。</p> <p>(1) 被保護世帯 53,956世帯（30年3月 53,913世帯）  (2) 被保護人員 70,171人（30年3月 70,354人）  ※被保護世帯及び被保護人員は30年度見込み</p> <p><b>2 被保護者自立支援プログラム事業〈拡充〉 4億7,083万円</b></p> <p>(1) 就労支援事業  18区全ての区役所内に設置したジョブスポットとの連携による求職活動の支援や、求職者のニーズにあった求人開拓などにより、被保護者の早期就労に向けた、きめ細かな支援を展開します。</p> <p>(2) 就労準備支援事業 <u>〈拡充〉</u>  すぐに求職活動を行うことが難しい被保護者に対し、職場実習の場の提供を行います。</p> <p><u>30年度からは新たに職場実習に必要なスキルを身に付けることを目的とした事前講座を実施します。</u></p> <p><b>3 生活困窮者自立支援事業〈拡充〉 4億534万円</b></p> <p>生活保護に至る前の段階の生活困窮者に対し、自立に向けた就労支援を積極的に進めるとともに、相談者の状況に応じて職場実習・就労訓練の場の提供、家計管理の支援など、多面的な相談支援を実施します。</p> <p>(1) 自立相談支援事業 <u>〈拡充〉</u>  各区に自立相談支援員を配置し、きめ細かな相談支援を行います。  ・自立相談支援員の2人増 計36人（29年度：34人）  <u>生活に困窮し支援を必要とする人の早期把握や地域と連携した支援を促進するため地域ケアプラザ等を拠点に、地域の実情に応じて取り組む事業をモデル実施します。</u>  ・地域ネットワーク構築支援事業をモデル実施：2区（緑区・栄区）</p> <p>(2) 家計相談支援事業 <u>〈拡充〉</u>  家計収支のバランスの見直しや多重債務の整理支援など、家計改善の観点からの支援を行います。（利用者の増に対応するため、相談時間数を増加）</p> <p>(3) 就労訓練事業の推進 <u>〈拡充〉</u>  自治体による認定を受けた事業所が、就労に困難を抱えた生活困窮者を受け入れ、就労の機会を提供し支援します。  ・対象者を被保護者にも拡大し、モデル実施（3区程度）</p> <p>(4) 寄り添い型学習支援事業 <u>〈拡充〉</u>  貧困の連鎖の防止に向け、将来の自立に重要な高校進学を希望する中学生に対する学習支援を全区で実施するほか、高校中退防止の取組を引き続き行います。  ・中学生の受入枠の拡大：140人増 計950人（29年度：810人）</p>
本年度	1,307億98万円	
前年度	1,303億5,726万円	
差引	3億4,372万円	
本年度の財源内訳	国	969億5,964万円
	県	—
	その他	12億6,618万円
	市費	324億7,517万円

29	援護対策事業		<b>事業内容</b> 寿地区住民やホームレス等住居を持たない生活困窮者及び中国残留邦人等を対象に支援を行います。
本年度	28億910万円		<b>1 寿地区対策 1億6,828万円</b> (1) 寿町総合労働福祉センター事業 (2) 寿生活館運営事業 (3) 寿地区対策事業 (4) 寿福祉プラザ運営事業
前年度	15億8,656万円		<b>2 寿町総合労働福祉会館の再整備 13億6,982万円</b> 29年度に引き続き、再整備後の会館となる「横浜市寿町健康福祉交流センター」の新築工事を行います。 <u>31年3月に竣工予定で、供用開始は31年4月となる予定です。</u>
差引	12億2,254万円		<b>3 ホームレス等自立支援事業 4億380万円</b> 生活自立支援施設はまかぜで、ホームレス等の就労や福祉制度の利用による自立を推進します。
本年度の財源内訳	国	9億1,855万円	<b>4 中国残留邦人等援護対策事業 8億6,720万円</b> 中国残留邦人等に対し、生活支援のための給付や日本語教室受講等の支援を行います。高齢化が進み、支援対象世帯数は微減しつつあります。
	県	—	
	その他	2,774万円	
	市費	18億6,281万円	

### 新たな住宅セーフティネット制度の構築について

低所得者、高齢者、障害者及び子育て世帯等の住宅の確保に特に配慮を要する者（住宅確保要配慮者）が、家賃滞納や騒音等の不安から入居を拒否されるという課題に対応するため、住宅セーフティネット法が改正され、新たな住宅セーフティネット制度が創設されました。これに伴い、民間賃貸住宅や空き家を活用した住宅確保要配慮者向け住宅の登録制度等が、29年10月からスタートしました。

30年度は制度を充実させるため、建築局と連携して、住宅確保要配慮者への居住支援の取組と経済的支援を進めていきます。居住支援の取組では、住宅確保要配慮者の円滑な入居の促進を図るため、横浜市、不動産関連団体、社会福祉法人等の居住支援団体で構成する「横浜市居住支援協議会」を設立し、検討を進めます。経済的支援では、住宅確保要配慮者向け住宅の一部に家賃低廉化等の補助を導入します。（建築局予算での事業実施）



30	小児医療費助成事業 ・ひとり親家庭等 医療費助成事業		<b>事業内容</b> <b>1 小児医療費助成事業〈拡充〉 100億2,614万円</b> 小児の医療費にかかる保険診療の自己負担分を助成 します。  対象者及び見込数（1歳以上は所得制限あり） (1) 0歳～小学6年生（入・通院） 287,191人 (2) 中学生（入院） 517件  <u>通院助成の対象を平成31年4月から中学3年生まで          拡大するなどの、制度拡充に向けた準備を行います。</u> <u>準備経費：9,643万円</u>
本 年 度	117億2,068万円		
前 年 度	119億3,069万円		
差 引	△2億1,001万円		
本 年 度 の 財 源 内 訳	国	—	<b>2 ひとり親家庭等医療費助成事業 16億9,454万円</b> ひとり親家庭等の医療費にかかる保険診療の自己負 担分を助成します。  (1) 対象者（所得制限あり） ア ひとり親家庭等の親及び児童 イ 養育者家庭の養育者及び児童 (2) 対象者数見込 41,081人
	県	25億7,954万円	
	その他	9,660万円	
	市 費	90億4,454万円	

31	後 期 高 齢 者 医 療 事 業 (後期高齢者医療 事業費会計)		<b>事業内容</b> 国民の高齢期における適切な医療の確保を図るため、 後期高齢者医療事業を実施します。 後期高齢者医療制度は、神奈川県後期高齢者医療広域 連合と市町村が連携して運営します。 <b>1 対象者</b> 75歳以上、65～74歳の一定の障害のある方 <b>2 被保険者数</b> 439,246人（29年度：422,891人） <b>3 自己負担</b> 外来・入院ともに原則定率1割負担 （現役並み所得者は定率3割負担）  <b>4 保険料</b> (1) <u>保険料率（2年毎改定、30年3月広域連合議会にて決定）</u> 均等割額 41,600円（28・29年度：43,429円） 所得割率 8.25%（28・29年度：8.66%） (2) <u>保険料賦課限度額62万円（29年度：57万円）※政令改正</u> (3) <u>低所得者に係る軽減判定所得の引上げ ※政令改正</u> (4) <u>軽減特例の一部見直し（国の予算措置）</u> ア 所得割を2割軽減する特例は、30年度から本則 （軽減特例は行わない）に戻す イ 元被扶養者の均等割を7割軽減する特例は、 30年度は5割軽減、31年度から本則（資格取得後 2年間は5割軽減）に戻す <b>5 高額療養費等の一部見直し ※政令改正予定</b> (1) 高額療養費の現役並み・一般所得区分の月額限度額の引上げ (2) 高額介護合算療養費の現役並み区分の細分化及び限度額の引上げ
本 年 度	751億6,594万円		
前 年 度	744億7,847万円		
差 引	6億8,747万円		
本 年 度 の 財 源 内 訳	国	—	
	県	—	
	保険料等	410億5,185万円	
	市 費	341億1,409万円	

32		国民健康保険 (国民健康保険事業費会計)		<b>事業内容</b> <u>国民健康保険の安定的な運営のため、30年度から国保制度改革(都道府県単位化)が開始されました。新たに都道府県も保険者となり財政運営の責任を負うことから従来本市に交付されていた国費等の大部分が県に交付されるため、予算規模が縮小します。</u>															
本年度		3,457億5,924万円		<b>1 被保険者数</b> ：748,000人 (29年度：820,200人) <b>世帯数</b> ：480,900世帯 (29年度：525,200世帯)															
前年度		4,060億8,470万円		<b>2 一部負担金割合</b> 原則3割。小学校就学前は2割。 70歳以上は2割(現役並み所得者は3割)。															
差引		△603億2,546万円		<b>3 高額療養費等(70歳以上)の一部見直し</b> ※政令改正予定 (1) 高額療養費 現役並み・一般所得区分の月額限度額の引上げ (2) 高額介護合算療養費 現役並み区分の細分化及び限度額の引上げ															
本年度の財源内訳	国	316万円		<b>4 保険料</b> (1) 30年度予算における1人あたり年間平均保険料額 <u>124,821円</u> (29年度：122,336円) ※医療給付費分、後期支援金分、介護納付金分の合計 ※引き続き市費繰入れを行い、保険料負担を緩和															
	県	2,303億7,657万円		(2) <u>保険料賦課限度額</u> ※政令改正 ・医療給付費分：58万円 (29年度：54万円) ・後期支援金分：19万円 (29年度同) ・介護納付金分：16万円 (29年度同)															
	その他	842億202万円																	
	市費	311億7,749万円																	
(3) <u>低所得者に係る軽減判定所得の引上げ</u> ※政令改正 ア 5割軽減の所得基準額(世帯合計) 33万円+27.5万円(29年度：27万円)×被保険者数 イ 2割軽減の所得基準額(世帯合計) 33万円+50万円(29年度：49万円)×被保険者数				<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">軽減</th> <th colspan="2">所得合計(例：3人世帯)</th> </tr> <tr> <th>現行</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5割</td> <td>33万円超～ 114万円以下</td> <td>33万円超～ <u>115.5万円以下</u></td> </tr> <tr> <td>2割</td> <td>114万円超～ 180万円以下</td> <td><u>115.5万円超～</u> 183万円以下</td> </tr> </tbody> </table>					軽減	所得合計(例：3人世帯)		現行	改正後	5割	33万円超～ 114万円以下	33万円超～ <u>115.5万円以下</u>	2割	114万円超～ 180万円以下	<u>115.5万円超～</u> 183万円以下
軽減	所得合計(例：3人世帯)																		
	現行	改正後																	
5割	33万円超～ 114万円以下	33万円超～ <u>115.5万円以下</u>																	
2割	114万円超～ 180万円以下	<u>115.5万円超～</u> 183万円以下																	
(保険料率の比較) ※30年度は見込み料率				※7割軽減の所得基準額については変更なし															
		賦課割合		医療給付費分料率		後期支援金分料率		介護納付金分料率											
		均等割	所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割	所得割										
30年度	40%	60%	33,530円	7.09%	10,130円	2.11%	12,450円	2.04%											
29年度	40%	60%	32,180円	6.64%	9,890円	1.99%	12,650円	2.03%											
<b>5 財政調整基金の設置(新規)</b>								<b>45億8,189万円</b>											
事業の安定・強化を図るため、財政調整基金を設置します。																			
<b>6 データヘルス計画及び特定健診計画に基づく保健事業(拡充)</b>								<b>20億5,277万円</b>											
(1) 特定健康診査・特定保健指導(対象者：570,000人) <b>(拡充)</b>																			
30年度から自己負担額を無料化します(H29：1,200円、市民税非課税者は400円)。																			
その他、未受診者対策として、ハガキや電話による勧奨を実施するなど、受診率の向上を図ります。																			
特定保健指導について、未利用者対策を実施し、実施率の向上を図ります。																			
(2) 国保健康だよりの発行 <b>(新規)</b>																			
被保険者の健康増進及び医療費適正化を図るため、広報紙による啓発を実施します。																			

# V 健康で安全・安心な暮らしの支援

33	370万市民の健康づくりの推進		<p><b>事業内容</b> 第2期健康横浜21計画の中間評価の結果を踏まえ「食生活」「運動」「喫煙・飲酒」「歯・口腔」「休養・こころ」の5つの分野の取組を加速させ、企業や地域等と連携した都市型の健康づくりをすすめ、オール横浜で健康寿命の延伸を目指します。</p> <p><b>1 健康横浜21の推進 7,526万円</b> 区福祉保健センターにおける地域特性に応じた取組や保健活動推進員などの地域人材の育成・支援を行い、運動などの生活習慣の改善に向けた健康づくりの取組を進めます。</p> <p><b>2 よこはま健康アクション推進事業等 8,190万円</b> 糖尿病等の疾病の重症化予防事業を全区に拡充するとともに、生活保護受給者等への健康支援事業では、基準年齢の設定をなくし、対象者を拡大します。また、企業と連携した従業員の健康づくりを後押しする取組として「横浜健康経営認証制度」を推進することや、介護予防など関連の施策と連携をはかり、全市域で健康づくりのムーブメントを起こす取組を進めます。 <u>(1) 保健指導などによる糖尿病等の疾病の重症化予防の推進(医療局予算含む)〈拡充〉(3区→18区)</u> <u>(2) 生活保護受給者等への受診勧奨などでの健康支援〈拡充〉</u> (3) 従業員の健康づくりに取り組む「健康経営企業」を支援し、さらに「横浜健康経営認証制度」を推進等</p> <p><b>3 よこはま健康スタイル推進事業〈拡充〉 3億8,323万円</b> 市民等が日常生活の中で、楽しみながら継続して健康づくりや社会参加に取り組み、その活動に応じてポイントがたまる事業を重層的に進めます。 <u>(1) よこはまウォーキングポイント事業〈拡充〉</u> 市民等を対象に、歩数計を持ってウォーキングに取り組んでいただき、歩数に応じてポイントがたまる仕組みを民間事業者と共同で実施し、参加者への継続支援により、運動習慣の定着化を目指します。 <u>第2期(30~33年度)として「歩くムーブメント」をさらに拡大するため、歩数計に加え、スマートフォンでも参加できる歩数計アプリを30年4月に導入しました。</u> また、<u>医療費抑制等の効果も含め、事業検証の検討を進めます。</u> (新規参加予定者1万5千人)</p> <p>(2) よこはま健康スタンプラリー事業 子どもから高齢者まで、区局や地域主催の健康づくり・介護予防事業等の参加によりスタンプを集めて応募するスタンプラリーを実施します。</p> <p>(3) よこはまシニアボランティアポイント事業〈再掲(P13)〉</p> <p><b>4 食育の推進 194万円</b> 第2期横浜市食育推進計画(28年度~32年度)を着実に推進していくために、「栄養バランスのよい食生活の推進」「市民の食育活動との協働」「企業・団体との連携」の3つの重点テーマを中心に、企業・団体等と連携して、食育の推進に取り組んでいきます。</p>
本年度	5億4,233万円		
前年度	5億2,018万円		
差引	2,215万円		
本年度の財源内訳	国	4,956万円	
	県	1,030万円	
	その他	5,029万円	
	市費	4億3,218万円	

医療局予算 69万円含む

34	がん検診事業		<b>事業内容</b> <b>1 各種がん検診の実施</b> <span style="float:right">41億5,697万円</span> がんの早期発見・早期治療の促進を目的として、市民の受診機会を確保するため、各種がん検診を実施医療機関及び区福祉保健センター等で実施します。 (胃・肺・子宮・乳・大腸・前立腺〈PSA〉)																																												
	本年度	44億5,126万円	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>対 象</th> <th>29年度</th> <th>30年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">胃がん検診</td> <td>X線</td> <td>40歳以上 (年度に1回)</td> <td>54,500人</td> <td>53,500人</td> </tr> <tr> <td>内視鏡</td> <td>50歳以上 (2年度に1回)</td> <td>13,000人</td> <td>14,000人</td> </tr> <tr> <td colspan="2">肺がん検診</td> <td>40歳以上 (年度に1回)</td> <td>93,600人</td> <td>93,600人</td> </tr> <tr> <td colspan="2">子宮がん検診</td> <td>20歳以上の女性 (2年度に1回)</td> <td>130,000人</td> <td>130,000人</td> </tr> <tr> <td colspan="2">乳がん検診</td> <td>40歳以上の女性 (2年度に1回)</td> <td>75,000人</td> <td>75,000人</td> </tr> <tr> <td colspan="2">大腸がん検診</td> <td>40歳以上 (年度に1回)</td> <td>165,000人</td> <td>165,000人</td> </tr> <tr> <td colspan="2">前立腺がん検診 (PSA検査)</td> <td>50歳以上の男性 (年度に1回)</td> <td>73,000人</td> <td>73,000人</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>計</td> <td>604,100人</td> <td>604,100人</td> </tr> </tbody> </table>	区 分		対 象	29年度	30年度	胃がん検診	X線	40歳以上 (年度に1回)	54,500人	53,500人	内視鏡	50歳以上 (2年度に1回)	13,000人	14,000人	肺がん検診		40歳以上 (年度に1回)	93,600人	93,600人	子宮がん検診		20歳以上の女性 (2年度に1回)	130,000人	130,000人	乳がん検診		40歳以上の女性 (2年度に1回)	75,000人	75,000人	大腸がん検診		40歳以上 (年度に1回)	165,000人	165,000人	前立腺がん検診 (PSA検査)		50歳以上の男性 (年度に1回)	73,000人	73,000人			計	604,100人	604,100人
	区 分			対 象	29年度	30年度																																									
	胃がん検診	X線		40歳以上 (年度に1回)	54,500人	53,500人																																									
内視鏡		50歳以上 (2年度に1回)		13,000人	14,000人																																										
肺がん検診		40歳以上 (年度に1回)	93,600人	93,600人																																											
子宮がん検診		20歳以上の女性 (2年度に1回)	130,000人	130,000人																																											
乳がん検診		40歳以上の女性 (2年度に1回)	75,000人	75,000人																																											
大腸がん検診		40歳以上 (年度に1回)	165,000人	165,000人																																											
前立腺がん検診 (PSA検査)		50歳以上の男性 (年度に1回)	73,000人	73,000人																																											
		計	604,100人	604,100人																																											
前年度	44億3,627万円																																														
差 引	1,499万円																																														
本年度の財源内訳	国	1億3,264万円																																													
	県	—																																													
	その他	138万円																																													
	市費	43億1,724万円																																													
<b>2 妊婦健診対象者の子宮頸がん検診の自己負担額の無料化</b> <span style="float:right">2,185万円</span> 妊婦の方は産婦人科を定期的に受診し、罹患率の高まる年齢の方が大部分を占めていることから、高い勧奨効果が望めるため、母子健康手帳とともに配布する健診券綴の中に、子宮頸がん検診無料クーポン券を引き続き追加し、効果的な子宮頸がん予防策を実施します。																																															
<b>3 受診勧奨通知等の個別送付〈拡充〉</b> <span style="float:right">2億7,244万円</span> (1) がん検診の受診勧奨通知 21歳から69歳までの対象となる方へがん検診の受診勧奨通知を送付し、受診率の向上を図ります。 〈対象人数〉 約189万人 (2) 検診開始年齢の方への無料クーポン券等の送付 子宮頸がん検診の開始対象となる20歳及び乳がん検診の開始対象となる40歳の方に対して、無料クーポン券等を送付し、検診の初回受診率を高めていきます。 〈対象人数〉 子宮頸がん 約2万人、 乳がん 約3万人 <u>(3) 再勧奨通知〈拡充〉</u> <u>30年度は全ての方が本市がん検診の対象である国民健康保険加入者の方を重点的に勧奨するため、29年度に子宮がん(20歳)及び乳がん(40歳)検診開始初年度の無料クーポン券対象者の方と特定の年齢の方に送付していた再勧奨通知について、無料クーポン券対象者の方と国民健康保険加入者に送付対象者を変更して送付します。</u> 〈対象人数〉 H29年度 約37万人 H30年度 約56万人 (4) 精密検査未受診者への受診勧奨 がん検診で「精密検査が必要」とされたものの、精密検査の受診が確認できない方に対して、受診勧奨を行います。																																															

35	予 防 接 種 事 業	
本 年 度	95億6,616万円	
前 年 度	98億630万円	
差 引	△2億4,014万円	
本 年 度 の 財 源 内 訳	国	2,950万円
	県	1,919万円
	その他	1万円
	市 費	95億1,746万円

## 事業内容

感染症の発生及びまん延を予防することなどを目的に予防接種法に基づく定期予防接種を市内協力医療機関において実施します。

### 1 子どものための予防接種事業 77億3,027万円

四種混合(ジフテリア、破傷風、百日咳、ポリオ)、ヒブ、小児用肺炎球菌、B型肝炎、麻しん風しん混合ワクチンなどの予防接種を引き続き実施します。

ワクチン種類	対象者	接種回数
ヒブ	生後2か月～5歳未満	4回
小児用肺炎球菌	生後2か月～5歳未満	4回
B型肝炎	1歳未満	3回
四種混合	生後3か月～7歳半未満	4回
BCG	1歳未満	1回
麻しん風しん混合	1期 1歳	2回
	2期 5歳～7歳未満※1	
水痘(水ぼうそう)	1歳～2歳	2回
日本脳炎※2	1期 生後6か月～7歳半未満	4回
	2期 9歳～13歳未満	
二種混合	11歳～13歳未満	1回
子宮頸がん予防※3	小6～高1相当の女子	3回

※1 小学校入学1年前の4月1日～入学の年の3月31日まで

※2 接種が完了していない方の内、生年月日が

①10年4月2日から、19年4月1日の間は、20歳未満まで

②19年4月2日から、21年10月1日までの方は

2期の接種期間中に1期の未接種分を接種可能

※3 25年6月14日以降、積極的勧奨の差し控え

### 2 高齢者のための予防接種事業

16億9,019万円

#### (1) 肺炎球菌ワクチン

5億1,250万円

高齢者の肺炎球菌による疾病の発生及び重症化を予防するため、65歳以上の5歳刻みの対象者及び60歳以上65歳未満の方で一定の障害を有する方に対して、肺炎球菌ワクチンの予防接種を実施し、接種費用の一部または全額を助成します。

(自己負担額：3,000円)

ワクチン種類	対象者(30年度に迎える年齢)	接種回数
成人用肺炎球菌	65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳	1回

#### (2) 季節性インフルエンザワクチン

11億7,769万円

65歳以上の高齢者及び60歳以上65歳未満の方で一定の障害を有する方に対して、インフルエンザの予防接種を実施し、接種費用の一部または全額を助成します。

(自己負担額：2,300円)

### 3 風しん対策事業

1億1,570万円

「先天性風しん症候群」と風しんの発生予防を図るため、予防接種費用及び抗体検査費用の助成を実施します。

### 4 予防接種コールセンターの運営

3,000万円

予防接種コールセンターで市民からの問い合わせにきめ細かく対応します。

36	感染症・食中毒 対策事業等		<b>事業内容</b> 感染症・食中毒などの発生を予防するとともに、発生時の被害を最小限にとどめ、安全・安心な市民生活を確保するために必要な事業を実施します。
本年度	6億2,012万円		<b>1 感染症・食中毒対策事業 3,134万円</b> 感染症等の啓発により発生防止を図るほか、発生時には迅速な調査等により被害の拡大防止を図ります。
前年度	6億2,515万円		<b>2 感染症発生動向調査事業 5,662万円</b> デング熱等の蚊媒介感染症対策として蚊のモニタリング調査を継続するなど、感染症等の発生動向を調査・分析し予防対策等に結びます。
差 引	△503万円		<b>3 結核対策事業 2億6,110万円</b> 結核接触者等を対象に健康診断を行い、結核の早期発見・まん延防止を図るとともに、感染症診査協議会を運営し、医療費を負担します。
本年度の 財源内訳	国	1億6,502万円	<b>4 エイズ・性感染症予防対策事業 6,022万円</b> エイズに関する相談・検査・医療体制の整備等の実施により、HIV・性感染症の感染予防、感染の早期発見、適切な医療の提供等を図ります。
	県	33万円	
	その他	357万円	
	市費	4億5,120万円	
<b>5 衛生研究所運営事業 2億1,084万円</b>			
(1) 管理事業 衛生研究所の運営及び建物設備の管理等を行います。			
(2) 試験検査事業 保健所等から持ち込まれる検体（細菌やウイルス、食品等）の試験検査を行います。			
(3) 試験検査機器維持整備事業 (2)の「試験検査事業」で実施する試験検査に必要な機器の整備・更新を実施し、検査の迅速性及び信頼性の確保を図ります。			
(4) 調査研究・研修指導事業 日常の試験検査業務から派生した技術上の問題や行政課題を解決するための調査研究を実施します。 また、保健所など公衆衛生行政に携わる市の職員や学生等に対する研修を行います。			
(5) 感染症・疫学情報提供等事業 市内の医療機関から得られた感染症の発生状況を国へ報告するとともに、国内外の感染症の情報を医療機関や市民へ情報提供し、市民の感染症予防・啓発を行います。 また、区局で実施する健康に関連したアンケート調査の統計分析等を行うことにより、施策立案の根拠の明確化を支援します。			
(6) ヘルスデータ活用事業（健康アクション推進事業）〈再掲(P32)〉 各種生活習慣、疾病や死亡統計などの健康に関連したデータや、協会けんぽや国民健康保険加入者の健診データ等を分析・把握し、地域特性や健康課題などに関する施策の根拠を明らかにし、また、事業評価を行います。			

37	新型インフルエンザ 対 策 事 業	<b>事業内容</b> 新型インフルエンザ等の感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護するとともに、市民生活及び市民経済に及ぼす影響を最小にすることを目的として、横浜市新型インフルエンザ等対策行動計画等に基づき必要な対策を講じます。	
本 年 度		7,710万円	<b>1 医療体制の確保等</b> <b>7,656万円</b>
前 年 度		7,536万円	(1) 発生時に患者を重点的に受け入れる市民病院や、帰国者・接触者外来を設置する地域中核病院等で使用する個人用感染防護具や医療資器材等を整備します。
差 引		174万円	(2) 帰国者・接触者外来の医療従事者向けの抗インフルエンザ薬を外来設置病院及び横浜市薬剤師会との協定に基づき市内薬局で備蓄します。
本年度の 財源内訳	国	—	(3) 仮設の帰国者・接触者外来を設置し、発生時を想定した実地訓練を実施します。
	県	—	(4) 新型インフルエンザ等対策医療関係者連絡協議会を開催し、引き続き連携の強化を図っていきます。
	その他	—	<b>2 市民啓発の推進</b> <b>54万円</b>
	市 費	7,710万円	市民や事業者等に対し、正しい知識や発生時の対応策等についての啓発を行います。

38	医療安全の推進	<b>事業内容</b>	
本 年 度		8,730万円	<b>1 医療安全支援センター事業</b> <b>1,432万円</b>
前 年 度		6,596万円	(1) 医療安全相談窓口の運営 医療に関する相談や苦情に中立的立場で対応し、当事者間の問題解決に向けた取組を支援します。
差 引		2,134万円	(2) 医療安全研修会等の開催 患者サービスの向上や医療安全管理体制の確保を目的に、医療従事者向け研修会を開催します。 また、出前講座等の市民向け啓発を行います。
本年度の 財源内訳	国	—	<b>2 薬務事業</b> <b>1,600万円</b>
	県	—	(1) 薬局、医薬品販売業、毒劇物販売業等の許認可及び監視指導業務を行います。
	その他	3,367万円	(2) 薬物乱用防止啓発等 危険ドラッグをはじめとした薬物の乱用を未然に防ぐため、「薬物乱用防止キャンペーン」を開催するとともに市民向け啓発を強化します。
	市 費	5,363万円	(3) 衛生検査所の登録及び立入検査を行います。
			<b>3 医療指導事業</b> <b>5,698万円</b>
			医療法に基づく医療機関への立入検査（医療監視）や医療機関及び医療法人等への許認可業務等を通じて、市内における適切で安全な医療提供体制の推進を図ります。

39	食の安全確保事業		<b>事業内容</b> 食品関係施設への監視指導等により食中毒や違反食品の流通を防止し、30年度に予定されている食品衛生法改正に伴うHACCP導入を推進して食の安全を確保します。
本 年 度	2億6,576万円		<b>1 食品衛生監視指導等事業〈拡充〉 5,697万円</b> <u>食品関係施設に対して、HACCPによる衛生管理の導入を支援するとともに監視指導等を実施します。</u>
前 年 度	2億5,548万円		<b>2 食の安全強化対策事業 8,002万円</b> 残留農薬やアレルギー物質等による危害を防止するため、監視指導や検査により違反食品を排除します。
差 引	1,028万円		<b>3 食品の放射性物質検査事業 1,017万円</b> 市民の安全・安心を確保するため、市内流通食品等の放射性物質検査を実施します。
本年度の財源内訳	国	166万円	<b>4 食品の適正表示推進事業 220万円</b> 原産地や原材料等の適正な食品表示が守られるように販売店等の立入りや事業者指導と啓発を行います。
	県	—	
	その他	2億1,434万円	
	市 費	4,976万円	
			<b>5 市場衛生検査所運営事業 1億1,640万円</b> 市場流通食品による危害防止及び安全確保を目的に細菌及び理化学検査や監視指導を実施します。

40	快適な生活環境の確保事業		<b>事業内容</b> 環境衛生営業施設の衛生を確保するとともに、レジオネラ症の防止対策を徹底します。また、墓地の許可について厳格な審査を行います。
本 年 度	7,674万円		<b>1 環境衛生監視指導等事業 6,197万円</b> ホテル、公衆浴場、理容所、美容所等の環境衛生営業施設の衛生を確保するため、監視指導や検査等を実施します。また「横浜市墓地等設置財務状況審査会」を設置して、専門の有識者による財務状況審査を行い墓地の許可事務を適切に行います。 <u>30年6月に施行される住宅宿泊事業法に基づき、新たに30年3月から民泊の届出受付を実施しています。</u>
前 年 度	7,970万円		
差 引	△296万円		<b>2 建築物衛生、居住衛生等対策事業 1,095万円</b> レジオネラ症防止対策の徹底を図るため、冷却塔や循環式浴槽等の設備の維持管理に係る施設管理者等への指導や、患者発生時の調査を行います。
本年度の財源内訳	国	—	<b>3 災害時生活用水確保事業 382万円</b> 災害応急用井戸の指定と簡易水質検査を実施します。
	県	—	
	その他	1,132万円	
	市 費	6,542万円	

41	動物の愛護及び保護管理事業		事業内容 「動物の愛護及び管理に関する法律」に基づき、犬猫の殺処分がなくなることを目指して、収容した犬猫の飼い主への返還や個人の方への譲渡を一層推進します。 また、イベントや講習会等を通じて動物愛護に係る普及啓発や、様々な情報発信を進めながら、より多くの方にご利用いただける動物愛護センターにしていきます。
本年度	2億28万円		<b>1 動物愛護センター運営事業 3,262万円</b> 動物愛護の普及啓発の拠点として、多くの市民が集い賑やかな施設となるよう一層の活性化に努めます。 <u>また、平成31年度の稼働に向けて、保護収容犬を補助犬等に育成するための具体的な検討を行います。</u>
前年度	2億105万円		<b>2 動物愛護普及啓発事業 3,717万円</b> 動物愛護の思想、適正飼育や終生飼養の意識浸透を図り、収容動物の減少につなげていきます。 また、飼い主のいない猫の不妊去勢手術費用の一部補助等を行い、飼い主のいない猫を減らすことで、猫による地域の環境問題を減らす取組を推進します。
差引	△77万円		<b>3 動物保護管理事業 6,668万円</b> 収容した犬猫の情報を分かり易く積極的に発信し、飼い主への返還や個人への譲渡を一層推進します。
本年度の財源内訳	国	—	<b>4 狂犬病予防事業 6,381万円</b> 狂犬病の発生防止のため、犬の登録と狂犬病予防注射接種の推進を図ります。
	県	—	
	その他	1億2,627万円	
	市費	7,401万円	

42	難病対策事業 公害健康被害者等への支援 (一般会計・公害被害者救済事業費会計)		事業内容 <b>1 難病対策事業〈拡充〉 35億9,886万円</b> <u>30年4月に難病法に定める難病対策事業が道府県から政令市に移譲されました。</u> <u>(1) 特定医療費(指定難病)助成事業〈新規〉</u> 指定難病にり患している方への治療に係る医療費の負担軽減のため、医療費の一部を助成します。 (2) 療養生活環境整備事業 在宅人工呼吸器使用患者支援事業及びホームヘルパー養成研修事業等を実施します。 また、各区における難病相談事業や一時入院事業といった既存事業もあわせて実施します。
本年度	42億1,885万円		<b>2 公害健康被害者対策事業 5億7,260万円</b> 公害健康被害の補償等に関する法律等に基づき、必要な事業を実施します。
前年度	7億6,622万円		<b>3 石綿健康被害対策事業 863万円</b> 環境省の委託を受け、問診や胸部CT検査等を実施するなど、石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査や石綿健康被害救済給付の申請受付等を実施します。
差引	34億5,263万円		<b>4 公害被害者救済事業費会計 3,876万円</b> 横浜市公害健康被害者保護規則等に基づき、必要な事業を実施します。
本年度の財源内訳	国	17億5,409万円	
	県	—	
	その他	5億7,364万円	
	市費	18億9,112万円	

43	斎場・墓地管理運営事業 (一般会計・新墓園 事業費会計)		<b>事業内容</b> <b>1 斎場運営事業〈拡充〉 18億9,820万円</b> 火葬業務等を円滑に行うため市営4斎場の管理運営を行います。 <u>また、市営斎場の残骨灰売払収入を活用し、斎場の利用環境向上に取り組みます。</u> <b>2 民営斎場使用料補助事業 2,905万円</b> 民営火葬場を利用する市民に対し、市営斎場火葬料との差額の一部を補助します。 <b>3 墓地霊堂事業 3億3,204万円</b> 市営墓地・霊堂の管理運営を行うとともに、 <u>久保山墓地で未使用区画の再募集を行います。</u> <b>4 新墓園運営事業 16億8,402万円</b> メモリアルグリーンの管理運営を行います。また、 <u>30年4月に開所した日野こもれび納骨堂の管理運営を行うとともに、使用者募集を行います。</u> <b>5 市営墓地整備事業 7億3,000万円</b> (1) 舞岡地区新墓園 7億2,000万円 埋蔵文化財発掘調査、造成工事 (2) 大規模施設跡地墓地整備 1,000万円 深谷通信所跡地での基本計画検討等 <b>6 東部方面斎場(仮称)整備事業〈新規〉 2,000万円</b> 超高齢社会の到来による、増え続ける火葬需要への対応は喫緊の課題です。 <u>将来にわたる火葬の安定供給を図るため、鶴見区大黒町18-18で新たな斎場の整備を進めます。</u> (1) 整備火葬炉数(予定) 16炉(本炉15炉、予備炉1炉) (2) 実施内容 基本計画策定等
本 年 度	46億9,331万円		
前 年 度	49億6,285万円		
差 引	△2億6,954万円		
本 年 度 の 財 源 内 訳	国	—	
	県	—	
	その他	29億3,056万円	
	市 費	17億6,275万円	



@yokohama\_kenko

横浜市役所の公式Twitterアカウントです。  
 健康ファミリーは健康長寿日本一を目指す横浜市に住む  
 家族(パパ、ママ、ワタシ、ヘルスイ(ペット:犬))です！  
 健康づくりに関するお得な情報を発信しています。

# 外郭団体関連予算一覧

(単位：千円)

団体名	区 分	29年度	30年度	増 △ 減	主な事業内容
(公財)寿町勤労者福祉協会	補助金	66,100	69,100	3,000	① 寿町総合労働福祉会館の代替仮施設の管理・診療所の運営等
	委託料	42,199	42,199	0	① 寿生活館の管理
	計	108,299	111,299	3,000	
(福)横浜市社会福祉協議会 ＜合計＞	補助金	4,364,775	4,247,162	△ 117,613	
	委託料	1,818,914	1,847,296	28,382	
	計	6,183,689	6,094,458	△ 89,231	
(福)横浜市社会福祉協議会 (*障害者支援センター分を除く)	補助金	1,422,261	1,428,255	5,994	① 団体事業費等 ② 特定資金利子補給 ③ 横浜生活あんしんセンター ④ 横浜市民生委員児童委員協議会の運営
	委託料	1,434,558	1,445,509	10,951	① 地域ケアプラザの管理・運営 (地域包括支援センターの運営) ② 福祉保健研修交流センターの運営
	計	2,856,819	2,873,764	16,945	
障害者支援センター	補助金	2,942,514	2,818,907	△ 123,607	① 地域活動支援センター・地域作業所助成 ② グループホームA型助成 ③ 地域活動ホーム助成
	委託料	384,356	401,787	17,431	① 後見的支援推進事業 ② 障害者研修保養センター「横浜あゆみ荘」の運営
	計	3,326,870	3,220,694	△ 106,176	
(福)横浜市リハビリテーション事業団	委託料	2,706,082	2,719,498	13,416	① リハビリテーションセンター等の運営 ② 障害者スポーツ文化センターの運営等
	計	2,706,082	2,719,498	13,416	
(公財)横浜市総合保健医療財団	補助金	2,136	2,096	△ 40	① 精神障害者地域生活推進事業運営費助成等
	委託料	937,051	958,254	21,203	① 総合保健医療センターの運営 ② 生活支援センターの運営 ③ 精神障害者の家族支援
	計	939,187	960,350	21,163	
合 計		9,937,257	9,885,605	△ 51,652	



HEALTH AND SOCIAL WELFARE BUREAU

けんこういし